

平成26年3月

乙訓環境衛生組合第1回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会平成26年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開会	2
○日程 1 会議録署名議員の指名	2
○日程 2 会期の決定	2
○日程 3 管理者の諸報告	2
○日程 4 監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について	4
○日程 5 第1号議案 乙訓環境衛生組合組織条例の一部改正について	4
○日程 6 第2号議案 乙訓環境衛生組合の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1 4
○日程 7 第3号議案 平成25年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)について	1 8
○日程 8 第4号議案 平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について	2 1
○閉会	5 4

乙訓環境衛生組合議会平成26年第1回定例会

議事日程第1号

平成26年3月25日(火)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	西川克巳議員	和田広茂議員
	太田秀明議員	
長岡京市	上村真造議員	綿谷正巳議員
	山本智議員	
大山崎町	小泉満議員	森田俊尚議員
	岸孝雄議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 坂本伸治 総務課行財政係長

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(15名)

江下傳明	管理者(大山崎町長)
小田豊	副管理者(長岡京市長)
久嶋務	副管理者(向日市長)
鈴木晃	監査委員
勝瀬光裕	事務局長
木村徹	参事
松井孝次	議長
稲生義之	会計管理者
河野一武	総務課長
鈴木史人	情報管理課長
服部潤	施設業務課長
山本昌一	リサイクル推進課長
松井貢	埋立地管理課長
服部清隆	施設業務課主幹
横井川良啓	リサイクル推進課主幹

○議事日程

- |      |            |                                   |
|------|------------|-----------------------------------|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |                                   |
| 日程 2 | 会期の決定      |                                   |
| 日程 3 | 管理者の諸報告    |                                   |
| 日程 4 | 監査報告第1号    | 例月出納検査の結果報告について                   |
| 日程 5 | 第 1号議案     | 乙訓環境衛生組合組織条例の一部改正について             |
| 日程 6 | 第 2号議案     | 乙訓環境衛生組合の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程 7 | 第 3号議案     | 平成25年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)について   |
| 日程 8 | 第 4号議案     | 平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について          |

○会議録署名議員

向日市	太田秀明議員
大山崎町	小泉満議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○上村真造議長 おはようございます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成26年第1回定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、太田秀明議員、小泉満議員の両議員を指名いたします。

○

○上村真造議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○上村真造議長 日程3、管理者の諸報告であります。

江下管理者。

○江下傳明管理者 おはようございます。

本日、乙訓環境衛生組合議会平成26年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙中の中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます、厚くお礼申し上げます。

それでは、管理者諸報告をいたします。

まず、ごみ処理施設長寿命化事業についてであります。

ご案内のとおり、本事業につきましては、ごみ処理施設の安全かつ安定に長期稼働を行うことを前提に進めております、ごみ処理施設長寿命化工事に向け、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として進めておりますもので、先の12月定例議会終了後に開催をお願いいたしました議員全員協議会でご報告させていただきました、ごみ処理施設長寿命化計画に基づき、各設備や機器の更新及び改修内容を踏まえ、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事発注仕様書を取りまとめ、最終的な内容等確認作業を行っているところであります。

また、後ほどご審議いただく平成26年度一般会計予算に、当該工事に必要となる経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、京都下労働基準監督署による臨検についてでございますが、組合職員から京都下労働基準監督署に、特殊勤務手当及び時間外勤務手当の不支給に対する申し立てがなされ、この内容等について事実確認が行われたものであります。

その後、再度、京都下労働基準監督署での事情聴取が行われた結果、本年2月25日付、是正勧告を受けたものであり、ついては、その対象となる特殊勤務手当、時間外勤務手当に対する是正措置を講じることから、後ほどご説明申し上げます平成25年度一般会計補正予算（第4号）に当該経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、昨年来から議員各位に対しましていろいろご意見をいただき、ご心配をおかけいたしました組合組織のあり方についてでございますが、平成26年度には、ごみ処理施設長寿命化工事の着工を控え、また、埋立地問題を初めとする各処理施設に対する整備方針など、本組合施設の将来における施設整備構想の計画立案を進めることが急務となっております。

このことから、現組織体制を見直し、新たな組織を再構築することにより、廃棄物処理計画などの企画部門、長寿命化工事等の施設整備部門、さらには循環型社会の構築を目指した情報啓発部門を設置し、組織力の強化を図り、結束を固めることで、本組合が乙訓地域15万住民の皆様から担っております責任を、誠意、果たしてまいりたいと考えております。

最後に、昨年12月定例議会の際にも、体調不良のため欠席させていただいておりました末安企画管理課長でございますが、本日も引き続き欠席させていただいておりますことをご報告させていただき、本議会でのご質疑等に対する答弁につきましては、事務局長を中心に、参事をはじめ各所属長によりご答弁をさせていただくこととしておりま

すので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます、管理者からの諸報告とさせていただきます。

○上村真造議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○上村真造議長 日程4、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告についてであります。監査委員の報告を求めます。

鈴木監査委員。

○鈴木 晃監査委員 それでは、例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○上村真造議長 以上で、例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○上村真造議長 日程5、第1号議案、乙訓環境衛生組合組織条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

江下管理者。

○江下傳明管理者 それでは、日程5、第1号議案、乙訓環境衛生組合組織条例の一部改正について、その提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法第158条第1項の規定により、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、その分掌する事項について規定しているものであり、前回改正の平成15年から改正しておりませんでした。しかし、その間、制度の変更や追加等により、新たな事務も増加しております。

この改正につきましては、現状の事務事項に整合を持たせるため、字句、文言を改正するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

太田議員。

○太田秀明議員 管理者のお気持ちをお伺いしたいんですけども、組織、毎年変わって、大幅に変わってますよね。万全の体制ということで、釈明されました。何がどういうふうに、一番ネックになってこうなったのかなということをお伺いしたいです、まず初めに。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 私が、ちょうど就任させていただいて3年目でございますけども、3年たちましたけども、やはりこの間、今の処理を、ごみの処理をする中で、やはりより効率的に組織を考えていく場合は、ごみ処理の焼却部門とか、それから大型の、リサイクルの場所とか、そういうものが縦割りで、分かれてるとかいうところがございますので、まずそういうところを一つの同じ部署としてまとめて一体管理をさせていただくとか、それから、情報発信で、リサイクルの中で、そういうリサイクルとして情報発信して、啓蒙活動等をする部門と情報発信の部門とを、今回、一緒にさせていただいたとか、そういうことで、その目的を同じにするところをまとめさせていただく。

それから、これからの将来計画としては、特に長寿命化計画が今、26年度から進めさせていただく予定でございますので、そういう、特に長寿命化の、今度は実効性のあるところの強化と、それから埋立地とか、これからの将来計画、施設全体の将来計画をどう考えていくかということが、非常に大切な、今、時期に来ておりますので、そういう企画のところを一緒にまとめさせていただくということで、前回、少し広がりましたけれども、それを集約して、より意思疎通が順調にいくという形の中での今回の組織改正をさせていただいたということで、そういう内容で考えております。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 いろんな考え方があると思うんですけども、乙環自体の職員の人数は少ないですね。だから、できるだけ細分化しない方が、ごみを処理するという仕組みでね、では余り細分化する必要はないですね。お互いがいろんなことを認識して、運営していくという意味においては、組織、いわゆる課ができるだけ少ない方がやりやすいですね。そして、お互いがお互いをカバーするのも課が少ない方がやりやすい。

ですから、基本的には、やはりこの前の細分化は、非常に多かったなど。そして一つの課に一人か二人しかいないこともありましたしね。ですから、非常に、逆に細分化して悪い点が、デメリットが目立ってきたんじゃないかなというふうに思いますし、これからできるだけやはり課を少なくしていく、だから、管理職をつくる上で課を多くするという、かつて日本の社会がそうであったんですけども、そうではなくて、やはりできるだけお互いが協力してできるような体制というのは、課が少ない方がいいというふうに私は思います。

それで、お伺いしたいのは、条例を改正されて、いわゆる規則をさわってないですね、当然、規則には整合性を持たせないかんですね。それはどうなんですか、これからやるということですか。それだけちょっと。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 ただいまのご質問ですけども、組織規則につきましては4月1日施行という形で事務の方、進めております。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 そういう意味では、やっぱりその規則も提示させていただくということで

すね。これ構成団体でもそういう傾向なんですけども、条例つくって、組織はつくって  
るけども開示しないということではなくて、やっぱり一緒に出していただくというのが  
本筋ではないかなと思います。

それと、もう1点、素朴な質問なんですけども、現行は、例えば金銭出納いうの入っ  
てますね。管理者の事務を事務局に分掌するということで、金銭出納がありますよね。  
金銭出納いうたら、会計課という意味ですね。事務局の中に会計課があるという形で、  
今までは分掌されてきたと思ってたんですけども、事務局外に会計課があるんですね。  
その辺の整合性、私はちょっと素人でわからないんですけども、いや、実はこうなんだ  
ということを教えていただいたらありがたいですけど。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 ただいまのご質問ですけれども、まず、今のご指摘のとおり、会計  
課は、今、管理者の直属の組織になっております。また、事務局については、事務局長  
以下、事務局という形で整理をさせていただいておるんですが、今回の組織条例の一部  
見直し、改正については、従来の事務分掌という表現上の部分から、今の現状の事務分  
掌の表現に整合を図った文言に変更させていただくという形で、今回、改正の方させて  
いただいていると思っております。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 それで、管理者の事務を分掌するのに、会計課だけ載ってないんです  
ね。ところが、会計課は管理職とするという規則ありますね。何かちょっと抜けてるん違  
うかなと。幾つかありますので、条例規則が。その中で管理者の事務を分掌するのに、  
総務課が、課とかいろいろありますよね。その中で、今まではこれで、事務局の中に金  
銭出納があって、事務局の中に会計課があったら、この規則、いわゆる条例のとおりなん  
ですけども、そうではなくて、会計課だけ事務局とは別ですよ、管理者直属。だけど、  
その分掌するという対象の規則も条例もないということになってるんですね、今まで。  
だから、それを、今後、今までそうだったけど見直すということであれば、それでいい  
んですけども。何かよく見たらそういうふうに、私は素人ですけども、ただ、事務の分  
掌をすることについて、会計だけは、そういうのはなくてもいいのかということなんで  
すよ。今まで金銭出納で事務局に分掌するということ書いてあって、それも事務局の中  
に会計課があったら、それでいいんですけど、そうではないような形で、今まで不都合  
な状態がずっと続いてたということになるんですよ。

だから、この際、ほかのこともそうですけどもね、決裁規定もそうなるかもわからな  
い、全部、やっぱり、見直して、何か不都合なところはありますよ。だから、それ  
を整理を図ることが、この条例改正すると同時に、それをやらなければ、不都合  
な部分が残ったまま、ここだけ、文字の訂正だけで終わってしまうということになり  
ます。というふうに私は思うんですが、間違っていたら言ってください。

○上村真造議長 河野総務課長。



○河野一武総務課長 今のご指摘でございますけれども、地方自治法上の規定で申し上げますと、通常の事務組織の部分と会計組織という部分については、区分がされておるといことで、今、現状の組織条例の中では、一定、明確に、今回させていただいたというのが一つでございます。

今のご指摘のとおり、現状については特段問題はないという認識は、してはいるんですけども、今のご指摘の内容も十分踏まえながら、今後、必要であればそういったものも検討させていただいて、明確に表示できるような形で整理をしたいということを考えております。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 私はちょっとわからないので、お聞きしてるんですけどね。

事務を分掌してないのに、勝手に会計課があるということはありませんよね。行政ってそういうものじゃないですか。きちっと管理者がやることは100%なんですけれども、それは一人ではできないので、分掌するわけですね。その中に会計課という金銭出納の部分が入ってないのに、勝手に組織は存在するということはありませんよね。そのところを私は申し上げてるので。

だから、それはそれで、地方自治法上整合性があるということなら、それでいいんです。だからこの際、恐らくほかのところも不都合な点があると思いますので、ぜひ見直していただいて、不都合な点は即改正するというにさせていただければと思いますので、私がもし言っていることが間違っていたら、また言っていただいたらいいですけども。

○上村真造議長 稲生会計管理者。

○稲生義之会計管理者 私、会計管理者の立場として答弁させていただきます。

まず、会計課、会計管理者につきましては、地方自治法上、出納機関の権限を持つておるといことでございます。私どもの組合におきましては会計管理者の補助組織設置規則という規則がございます。それは地方自治法の171条第5項の規定に基づきまして、その規則を制定しているところでございますが、その組織の中で、会計課の事務なり権限については、その中で書かれておるといことで、いわゆる管理者部局であります執行機関とは別途、出納機関としての会計管理者の補助組織というのは、規則上、組合においても設置されておるといところでございますので、執行機関と出納機関については、組合においては分離というか別に離れておるといようなことと思っております。

もう一つの方の、今回の組織条例の一部改正の中で、今、議員ご指摘のございました第6号のところですか、金銭出納なり物品出納及び決算に関する事項が、今回、改正前において記載されておったという内容でございますが、この分につきましては、過去の話もあるところでございますけれども、私の会計管理者につきましては、その権限の事務の一部を、出納員なり分任出納員にその権限の事務の一部を委任しておるところでございます。その委任しておる職員と申しますのは、執行機関の職員に対して、会計管理

者の権限の事務の一部を委任しておるといふようなことで、当然、執行機関である職員の中には、会計課の私の事務を委任しておる事務、いわゆる金銭の出納なり、物品の出納を、同時に行っておる職員も、執行機関の中にはおるといふことで、そういった部分も踏まえて、改正前、いわゆる現行の規定においては、このような形で表記がされておったのかなというふうにも思えますけれども、今回につきましては、その分を外しておるといふようなところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 こんがらがって、ようわからないんですが、難しい話になってきたんですけど、会計課というのは事務分掌しなくてもいいという、独立した組織だという話なんです、今の。

○上村真造議長 稲生会計管理者。

○稲生義之会計管理者 いえ、会計課におけます事務分掌につきましては、先ほど申しました会計管理者の補助組織設置規則の中に、会計課の事務分掌は第2条で記載をされておるところでございます。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 それ、地方自治法ですか。

○上村真造議長 稲生会計管理者。

○稲生義之会計管理者 いえ、うちの組合の規則の会計管理者の補助組織の設置規則という規則が、昭和47年7月25日に制定されております。その規則の第2条の中で、会計課の事務分掌というのが執行機関とは別に出納機関としての事務分掌がその中で記載をされておるところでございます。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 それは、あえて事務分掌ということで、会計課は載ってないということ。そういうことですね。

それで、ここに載ってる金銭出納の部分は、これは事務分掌されてるわけですね、事務局の中で。この辺がややこしいですね。今おっしゃった、ではちょっと理解しにくい部分だと思うんですけどね。それは、専門用語、わかりませんが、委任して、そこにおらせてるという感じのことをおっしゃったんですね。

それって、整合性が合いにくいですね、そういう意味では。ですから、その辺のところもね、こればかり、いろいろ突っ込んで聞くのあれですので、整理をして、また、私も中途半端に質問することもできないので、私も調べて、また今後質問させていただきたいんですけども、ぜひ、そちらの方も、今までがこうだった、それはこういう意味合いだったと思うということなので、今現在。それが正しいのかどうかはやっぱり、ちょっと調査と言いますかね、検討していただきたいと思います。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 管理者からは、今の、この間改正してなかったもので、時代に合わせて、

字句等の変更というようなご説明でありましたが、しかし、例えば、それぞれ、直しとるところを見ますと、ちょっと、少しずつ概念が違ってきとるようなところがあるんじゃないかと思います。

だから、もう少し詳しく、直したところ全て、例えば、第2条のおおむね次のとおりとすると、それを、次のとおりとすると、おおむねと次のとおりにということは、おおむねではなくて、断定的にこういうふうにするというふうに変えられとると思うんです。

それから、1項、一般の判定事項に関する、判定事項、判定がなくなりましたわね。なぜ判定がなくなるのか。それから2項の方も、職員の進退、身分、給与等にというところを、職員の人事、給与及び福利厚生と、給与及び福利厚生、いわゆる労働条件、雇用や労働条件のことやというふうになるかと思うんですが、そこ、例えば進退、身分は人事であるとか、そういう意味やからこうなったんやというようなこと。それから、3項も、組合の歳入歳出予算その他財務、それが財政というふうになりましたわね。なぜこうなのかということがあります。

それから、5項も、起案文書の浄書、発送保存その他課に属さない事項が、法令、ここはまたちょっと違ってきまして、法令及び危機管理に關すると、ひよっとしたら、その他課に属さないというところが危機管理なのかなと、あるいは法令及び危機管理なのかなと思ったりするわけですが、そしたら、起案文書のこの浄書というのが、単なる文書になるのか、どうなのか。

それから、6項の、金銭出納、物品出納及び決算であります、これが公有財産及び物品管理と、こういうふうになっておる、金銭出納と公有財産とが、同じということになるんでしょかね、それがちょっとどうなのかということでもあります。

7項も、ごみ処理が、これは大幅に変わりました、情報公開及び個人情報保護というふうになっておりますね。ごみ処理は、どうなったのかということに、ごみ処理は、恐らくこの8項に、廃棄物処理というふうに統合、ごみと及びし尿のことがここに、するということではないかなと思ったりはするんですけども、そういうように、変わるところ、もう少し詳しく、何でこういうふうな表現なり、こういうふうになったのか、改めて、その点について説明いただきたいと思います。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 ただいまのご指摘でございますけれども、まず、今回の一部改正の内容については、第2条の1項から8項まで、現状あるんですが、それをそのまま改正を、それぞれの意味合いで対比をさせて改正をしたというわけではなくて、今回の事務分掌に合った形で、今回1項から8項まで項目を全て整理をさせていただいたという内容でございます。

まず、1項目については、内容的には。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 1項目の前に、おおむね次のとおりであったのが、次のとおりとなって

おりますわね。そこあたりから。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 まず、第2条のところの、おおむね次のとおりの部分を、次のとおりの形で改定をさせていただいております。この部分については、従来、おおむねという形で、なかなか明確になっていない表現を、今回、明確な表現にさせていただいたというのが一つございます。

1項目の、議会及び行政一般の判定事項、この判定事項を取り除いたという部分については、今の組合の組織、事務分掌に見合った表現に統一をさせていただいたという内容でございます。

また、2項の進退、身分、給与等という形に表現している部分につきましても、人事、給与及び福利厚生ということで、現状の事務分掌に表現を統一させていただいたという内容でございます。

それと、3項目の組合の歳入歳出予算その他の財務という部分については、財政という部分で集約をさせていただいたということでございます。

4項目、略になっておりますけれども、この部分については、広報に関する事項というものがございまして、この部分については、変更なしという形にさせていただいております。

5項目については、起案文書の浄書、発送保存その他他の課に属さないという部分については、文書、法令及び危機管理に関する事項ということで、内容等についてはリンクしている部分も一部はあるんですけれども、それ以外のところで、法令及び危機管理という部分を新たに追加させていただいたという内容でございます。

6項目につきましては、金銭出納、それと物品出納及び決算という部分については、現状の公有財産の管理というような、現状、今まで入っておりませんでしたので、今回、この表現を新たに追加させていただいたというのが1点と、物品管理という部分で、以前の内容については集約をさせていただいたという内容でございます。

7項目、8項目、ごみ処理、し尿処理については、改正案の8項の方の、廃棄物処理ということで、廃棄物という言葉で集約をさせていただいた。

新しい7項目につきましては、今回、新規の表現を追加させていただいている内容でございます。これにつきましては、情報公開及び個人情報保護に関する事項ということで、従来、この表現がなかったものではあるんですが、今回、事務分掌に合った形で、新たに追加させていただいたという内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 現行の事務分掌に合わせたというようなことであります。これはこういう意味であったと、例えば、一般の判定事項を、判定事項をどけたということではありますが、判定以外のことも、それでは入ってくるということの意味なのかどうか、そういう意味なのか、判定事項以外のことについても行うと、これまでは、議会及び行政の

一般の判定事項、議会と行政一般の判定事項であったものが、判定事項だけではないという意味なのか、具体的にはどのようなことを言わんとするのか、あるいは、その下の、進退、身分、給与等のところではありますが、進退、身分、これはこれまでは職員の、どのようなことを進退と身分ですね、身分はひょっとしたら、自分の、課長になったり、係長になったり、課長補佐になったり、いろいろそういうようなことを意味するかどうか、そこら辺のこと、そういうものをそれぞれもう少し、こういうことであつたのを、こういうふうになったんやと、そういうふうに、少しご説明いただけませんか。それぞれ、全てそういうふうに、わかるようにご説明いただきたい。現行の事務分掌という一言でおっしゃられたのでは、少しイメージ的にわかりにくいところですので、もう少し、こういうことだったのが、こういうふうになったんだというふうにご説明いただきたい。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 まず、1項目の判定事項という部分でございますけれども、従来の、現行の部分については、行政一般の判定事項という表現に特化したような表現を、今までしておったんですけれども、行政一般ということで、全ての行政事項に対して事務をやるという形で、表現の方をさせていただいて、事務の、要は範囲を明確にさせていただいたというのが一つ目でございます。

2項目につきましては、進退、身分、給与等という部分について、人事、給与及び福利厚生という形に変更させていただいて、もちろん人事、組合の職員の人事の関係、また給与の関係の事務、それと合わせて福利厚生に関する事務という部分を、今回、表現的に統一をしたという内容でございます。

それと、組合の歳入歳出予算その他財務という部分につきましては、通常の前算執行の関係と、予算の作成等の部分を含めて、財政という形でまとめた表現に変えさせていただいたという内容でございます。

5項目の起案文書の浄書、発送保存その他という部分でございますけれども、これについては、文書、法令及び危機管理に関する事項ということで、従来の表現部分に、新たに危機管理部分を追加をさせていただいたという内容でございます。従来の、起案文書の浄書という部分、いろいろと表現があつたんですけれども、文書、法令及びという部分で、事項でまとめさせていただいたという内容でございます。

あと、物品出納及び決算一般については、公有財産を新たに追加をする部分と、物品管理という部分を、合わせた表現にさせていただいているという内容でございます。

あと、情報公開の関係でございますけれども、組合の方でも情報公開条例等ございますので、その条例に関する部分として新たに第7項の方を追加させていただいたという内容でございます。

また、ごみ処理、し尿処理という部分は、基本的には一般廃棄物という廃棄物の輪で縛れる範囲でございますので、8項目として、廃棄物処理という形でまとめた形での、

通常は組合が行っておりますごみの焼却処理、またし尿処理、ごみ処理、それぞれの総合的な廃棄物処理をする事項という表現の中でうたわせていただいたということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 この2項の、進退、身分、給与等のところは、給与及び福利厚生というふうに、恐らく、給与等は給与及び福利厚生になったのではないかと思うんですが、進退、身分、これは、これまで、例えば、進退というのは、勤めたり、やめたりというような意味で、そういうものを扱っておったのか。身分は何を扱っておったのか、そこら辺はどうなんでしょうか。それが人事いうことに、一字になってるような気がするんですけれども、それはどうでしょうか、まず、2項の。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 身分につきましては、公務員という身分がまず一つある中で、その中でそれぞれの役職がそれぞれついております。また、組合の職員としての部分を明確にする、その部分を組合の人事事務という形の中で表現させていただいたという内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 進退。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 進退につきましては、組合職員に対します、そういう退職をされるとか、組合をやめられるとか、また、組合の方に採用されるとか、そういう身分の保障というか、そういう進退部分についての内容を総合して、人事という形にさせていただいておりますということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 5項のところの、発送や保存というのが、なくなっておりますね。それから、その他課に属さないというものは何であったのか、それが、ひょっとしたら危機管理ではないかなと思ったりしたんですけれども、そこらあたりを少し、従来はどうであったと、それが今回はこの表現でどうするのかということになるわけですが、法令及び危機管理に関することが、その他課に属さないというものである、そのものが具体的な表現で、法令及び危機管理に関すること一語になったのか。それから、起案の浄書、発送保存が、ただ一字で文書に統合されたのか、そこら辺、ちょっとご説明いただけますか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 まず、他の課に属さないという部分でございますけれども、もちろん組織条例の下には組織規則というものがございます。組織規則の中に、各それぞれの課、係の事務分掌をそれぞれ規定の方、させていただいております。その規定の中に明確に表現がされておるものにつきましては、各係なり課でそれぞれの事務分掌になって

はおりますけれども、そこに明確に規定をされていないものについて、課に属さないものという表現の中で整理をさせていただいたということでございます。

また、起案文書の浄書の部分を、文書、一文字でまとめたという部分でございますけれども、まず、起案文書に限らず、通知文書であったり、いろいろな文書というのが存在してまいります。その文書を一定起案に特化した形ではなくて、通常の公文書という取り扱いの中で文書という表現に統一をさせていただいたということでございます。

また、発送保存という部分でございますけれども、これについては、通常の行政一般、1項にあります行政一般に関する事項という中で集約をさせていただいたということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 例えば、その課に属さないというふうに、この5項ですが、中には、先ほどのご説明では、組織規則に明確に規定がされていないものということではありますが、法令及び危機管理というものは、その組織規則には規定がなかったのでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 現在の組織規則におきますと、法令遵守の推進に関することということは、総務課の総務係の方の事務分掌の中に明記の方はされております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 それであれば、ここで、わざわざ、法令及び危機管理にというふうにする必要が、なぜあったのでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今までは、事務分掌の方に規定はございましたけれども、組織条例の中で、事務局の事務分掌の中の項目として明記がされていなかったということでございますので、今回、重要事項でもございますので、新たに5項の方を追加させていただいたということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 そしたら、組織規則の方を、ダブってこういうふうなことになるんですから、今度は組織規則を変更することにするのでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 組織規則につきましては、先ほどのご質問がございましたとおり、26年4月1日の改正施行という形で、今、準備の方、進めさせていただいております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 結構です。

○上村真造議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第1号議案、乙訓環境衛生組合組織条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程6、第2号議案、乙訓環境衛生組合の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

江下管理者。

○江下傳明管理者 それでは、日程6、第2号議案、乙訓環境衛生組合の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、その提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法第204条、地方公務員法第24条及び乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例第11条の規定に基づき、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものについて従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法を定めたものであります。

今回の一部改正は、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲について、ダイオキシン類暴露防止対策の防護服を着用して、焼却炉内で作業に従事する職員に対して支給することの字義が明解となるよう改正するもので、支給額に変更はございません。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 今、提案理由のご説明いただいたんですが、改正案(2)で、ごみ焼却炉内のということで、ダイオキシンの暴露の問題とおっしゃっていただいたんですが、もう一つ、し尿の投入槽、あるんですね、作業、またはとなっているんですが、このし尿の関係の、ちょっと理由はなかったように思えるんですけど、ご答弁いただきたいんですけどね、理由。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ただいまの質問ですけれども、し尿の方に関しましては、し尿



の槽内に入って作業するということになります。槽内に関しましても、著しく危険、不快、不健康、困難な作業となります。

し尿槽内につきましては、酸欠、あと硫化水素の発生等も懸念されますので、呼吸器等必要な防具を用いての作業となっておりますので、ごみ処理施設同様、著しく危険、不快、不健康ということで、特殊勤務手当の方を支払っているという次第でございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 ありがとうございます。実は、私、この乙訓環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例というので、ちょっと出力して見させていただいたんですが、この中に、一件、犬猫等の死体処理に従事した職員の特殊勤務手当、勤務1日につき300円ということで書かれているんですけど、この点に関しまして、例えば、1回であればわかるんですが、1日に3件も4件もあった場合、やはり300円なんですかね。その辺、ちょっとご答弁いただきたいと思うんですけど。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ただいまのご質問ですけれども、今現在、小動物、犬猫に関する特勤手当は、今現在発生しておりません。と言いますのは、夜間の委託業者さんであるテスコさんに専用の動物焼却炉がありますが、そこで焼却処理をしていただいております。以前はうちの直営の職員で、4時以降、1日の搬入が全て終わった時点で、まとめて焼却炉の方に投入するという作業を行っておりました。それが1回1日300円ということで、来るたびに処理をしているわけではございませんので、最後、一日にまとめて焼却炉の方に投入するという作業は、過去はありましたけれども、現在はその作業は行っておりません。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 300円の理由はわかったんですが、発生してないということであれば、今回、この条例を改正されるについて、この第2条の1番、抹消というか、そういうような点はお考えなかったんですか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今、現状の作業としては、今の委託業者さんの方でお願いをしているということで、発生はしておりませんが、委託業者につきましては、今、契約期間が後2年残っております。26、27年度末で今の契約が切れるということになるんですが、今後、委託の内容等の最終的な見きわめが、まだ今明確になってない状況の中で、今、条例の中で抹消するということは、ちょっとまだ早いということで考えておまして、今後、最終的に委託業者さんの方で全てお願いをするということになれば、今ご指摘のありますとおり、抹消という形になるかと思っておりますけれども、現時点につきましては、まだその方向性等がまだ明確になってないということで、今回の分につきましては、まだ残した形になっているというところでございます。

○上村真造議長 小泉議員。

- 小泉 満議員 できれば、将来、委託業者に任せる方向でご検討いただいて、この項目、抹消していただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 これの2項であります。清掃または点検ということですが、今回はその作業というふうになっております。これは清掃または点検以外にどのような作業があるのか、そこら辺、説明いただきたいと思います。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 文章の表現上のあれやと思うんですけども、まず清掃及び点検というものを、今回、作業という言葉で改正させていただくということですが、従来はまず掃除をする、また何らかの点検をするという部分に対して、特殊勤務手当を出していたということなんです。今回、例えば、工事の立ち合い作業、また、確認作業等々全て、この焼却炉内ないしはし尿処理槽に入って、一定の防護服なり、防護マスクをつけて、そこに立ち入るとということに対して、特殊勤務手当をお支払いするというので、対象の範囲を明確にさせていただいたということですが。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 何か、そういうふうに工事立ち合いや確認とおっしゃいましたけれども、そういうようなことの必要性、そういうような事案などがあったのでしょうか。この間、何らかの変化があって、そういうようなことも追加すると、含めたものにするということに、恐らくなっただけではないかと思うんですけど、何かそういう必要性が生じたこと、ありましたか。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 今回の条例改正につきましては、範囲を明確にするということではございますけれども、冒頭、管理者の諸報告の方でもございましたとおり、労働基準監督署の方に組合の職員の方から一定申し立ての方がございまして、そういう作業に従事をしたと、部分について、特殊勤務手当の支払いがされていなかったという部分の、作業員側、また組合理事者側との認識の差異があったということで、範囲の方を今回明確にさせていただいたということですが。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 ということは、今まで工事の立ち合いや確認には、こういう特殊勤務手当が給付されていなかったということ、というふうに理解していいんですね。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 本組合の解釈といたしましては、焼却炉内、し尿処理槽内での清掃または点検作業に特化した部分について特殊勤務手当をお支払いしておいたということですが。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 ということは、今後、それ以外のことでも何らか事が起こってくるかも

わかりませんが、そういう焼却炉あるいは投入槽で何らかの作業をやる場合は、  
全て特殊勤務手当の給付の対象になるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 はい、そのとおりでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 わかりました。

○上村真造議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 今回のこの特殊勤務手当に関する条例の改正のきっかけが、恐らくこの平成26年2月25日発の労働基準監督署の是正勧告に基づいての改正だと推定してるんですが、今回、この第2条の2項、従来は槽内に立ち入って清掃または点検ということで、具体的な行動であったり具体的な作業、明確になっておったわけですね。

それを今回作業ということで、かなり含みを持たせた表現に変わったために、これが特殊勤務手当の支給対象になるのかどうかという、管理の、総務課が管理されるかと思うんですが、管理の方法としてどのような報告ないし勤務記録をつくっていかれるのでしょうか。その辺、当然、業務改善も連動しないとかならんとするんです。その辺のご説明いただけますでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 例えば、焼却炉内に立ち入ってという部分でございますけれども、もちろん焼却炉内というのはダイオキシンがあるということで、作業環境等測定もしております。また、それに見合った防護服を着用してその中に立ち入ることになりますので、その防護服の使用記録、また、それを使用した者の名簿等々を一定所属長の方の管理のもとで記録をつけていただく中で、月末に総務の方にご報告をいただくということで、一カ月の間にだれが何日そこに入ったかという部分については、そういう管理記録の中で確認ができるということでございます。

○上村真造議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 今回、作業という言葉の中に、工事の立ち合いであったり、確認を含むということでもありますので、これは必ずしも炉内あるいは槽内に立ち入った上での、立ち合いであったり、確認であったり、あくまでも服を着がえて炉内に入った者のみが支給対象になると、このような理解でよろしいでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 はい、そのとおりでございます。

○上村真造議長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第2号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第2号議案、乙訓環境衛生組合の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程7、第3号議案、平成25年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

江下管理者。

○江下傳明管理者 それでは、日程7、第3号議案、平成25年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、廃棄物搬入量の減少に伴い、その処理に係る経費の減額に加え、再商品化適合物返還金などによる増額が見込まれることにより、既定の歳入歳出予算総額に358万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14億1,132万6,000円とするものであります。

それでは、補正予算書6ページから、歳入歳出補正予算事項別明細書により順次ご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。2款使用料及び手数料では、事業系一般廃棄物の搬入量が減少したことにより、1節ごみ処理手数料から193万2,000円を減額補正するものであります。

次に、3款国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金として当初見込んでおりました交付額に対し、国の財源に見合う配分により交付されることとなったため、58万6,000円を減額補正するものであります。

次に、6款諸収入、1項組合預金利子では、歳計現金の効率化運用を図ったことにより、1節組合預金利子で4,000円を増額補正するものであります。また、2項雑入では、余剰電力売却料において、3号炉側壁に発生付着したクリンカの脱落により、延べ10日間発電設備を停止したことから、136万3,000円を減額補正する一方で、日本容器包装リサイクル協会において、特定分別基準適合物ごとに行われた有償入札の結果、大幅に落札額が高騰したことにより、再商品化適合物返還金として745万7,000円を増額補正することとし、これらの差し引きとして1節雑入で609万4,000円の増額補正をするものであります。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。

2款総務費、1目一般管理費、13節委託料でデータベースシステム更新委託料にお

ける契約差金として60万6,000円を、3目財産管理費、13節委託料でポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬委託料における契約差金として13万6,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

5目基金費では、歳入歳出の上限分を合わせました476万1,000円を財政調整基金へ積み立てるものであります。

なお、このことにより、平成25年度末財政調整基金現在高見込み額は3,859万7,119円となる見込みであります。

続きまして、3款衛生費、1目清掃総務費では、本年2月25日付京都下労働基準監督署からは是正勧告を受けました平成24年度における特殊勤務手当並びに時間外勤務手当に対する是正措置に対する経費として2万2,000円を増額補正するものであります。

また、2目ごみ処理費では、先ほど余剰電力売却料に係る減額でご説明申しましたとおり、クリンカ脱落による3号炉の緊急停止により生じた補給電力料として115万1,000円を増額補正し、またリサイクルプラザ費におきまして、同様に光熱水費及び燃料費を合わせて11万2,000円を増額補正するものであり、その一方で、3目し尿処理費では、下水道負担金が確定しましたことから11万8,000円を、6目ストックヤード管理費では、廃乾電池などの処理委託料と差金といたしまして115万円を減額補正するものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

4款事業費、3目リサイクルプラザ改修事業費では、プラント機器補修工事に係る契約差金45万6,000円の減額補正を行い、4目ごみ処理施設長寿命化事業費では、財源内訳の補正を行うことで、循環型社会形成推進交付金で減額となりました58万6,000円を一般財源に振りかえるものであります。

最後に、3ページの債務負担行為についてであります。平成22年度から平成27年度におけるごみ処理施設及びし尿処理施設運転管理委託に係る債務負担行為の限度額が消費税増額等により大幅に超えることから、新たに債務負担行為を設定し、その限度額をごみ処理施設運転管理委託で538万4,000円、し尿処理施設で58万2,000円とするものであり、期間は平成25年度から平成27年度の3年間とするものであります。

以上、平成25年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 7ページの歳出で、2款の総務費、3目財産管理費13万6,000円減額されているんですね。右の説明欄を見させていただいたらPCBなんですね。どう

いうPCBか、トランスとか、いろいろPCB、例えば蛍光灯の安定器にとか、いろいろあると思うんですけどね。なぜ、これ減額されたのか、理由をお願いしたいと思うんですけど。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 まず、PCBの対象物でございますけれども、これはコンデンサーでございます。コンデンサーが3台ございました。これを25年度に日本環境事業株式会社の方で処理をさせていただいたということでございます。

ここで減額補正させていただいておりますのが、運搬委託に関する経費についてでございます。内容につきましては、当初予算21万円という形で予算を計上させていただいておったんですけども、この部分につきましては、運搬時に漏えいする場合は対象費用も含むということで21万円の計上をしておったのですが、今回、漏えいもないということで通常の運搬経費のみで済んだということになりますので、契約差金という形でございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 ちなみに、コンデンサー3台ということなんで、まだ大分台数ございますの。対象物というのか、保管されているものが。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 本組合の保管台数については3台でございますので、全て処理済という形でございます。つきましては、現状にPCBの含有コンデンサーについては、組合にはもうないという形でございます。

○上村真造議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 確認なんですけど、歳出の方で、衛生費、こちらの方で職員手当等、特殊勤務手当が1万6,000円、時間外勤務手当6,000円、この二つの支出をもって26年2月25日のこの労基所からの是正勧告が完了と、この二つの支出で完了ということよろしいでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 はい、この今の2万2,000円をもちまして是正措置については完了するということになります。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 債務負担行為の中で、ごみ処理施設運転管理委託のうち538万4,000円の内訳で、消費税分は幾らでございますか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今回のごみ処理施設運転管理委託の債務負担の内容でございますが、まず現状の契約につきましては、年間6,797万7,000円の契約額に対しまして、今の現状消費税5%で323万7,000円がついております。

今回、見直しをさせていただく内容については、まず業務の変更契約が1点ございま

す。その変更内容につきましては、従来から関係市町と調整させていただいておりました年末年始のごみの受け入れの関係ということで、この26年度から年末年始については焼却炉を停止せずに継続して運転するというものの経費として69万4,000円を新たに変更契約分として計上させていただいております。その部分と合わせまして、消費税8%という形にさせていただきますと年間269万2,000円になりますので、それが26、27の2年分ということで、538万4,000円という形になる内容でございます。

○上村真造議長 西川議員。

○西川克巳議員 先ほど、岸議員から質問されましたけど、特殊勤務手当の支給ですけれども、1日が500円ですね。これ1万6,000円ということは、大分日数がたくさんあると思うんですけども、炉の中で特殊勤務を今までされてた方というのは、1回何人ぐらい入られるんですか、作業される方は。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 炉内の清掃時、焼却灰を落としたり、その他いろいろ作業あるんですけども、それに関しましては大体4名から5名。今回対象になっている補修工事等とかで、業者さんの立ち合い、確認作業に行くときは1名ないし2名で入っております。

○上村真造議長 西川議員。

○西川克巳議員 それでしたら、今回のこの支給というのは、全部で何人分ですか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今回の支給対象については、人数としては7名、日数分については31日分という形になります。

○上村真造議長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第3号議案、平成25年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)については、原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程8、第4号議案、平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計予算につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

江下管理者。

○江下傳明管理者 それでは、日程 8、第 4 号議案、平成 26 年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

我が国の経済を見ますと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の効果もあり、実質 GDP が 4 四半期連続でプラス成長となるなど、国が公表した昨年 10 月の月例経済報告によりますと、景気は現在、穏やかに回復しつつあり、先行きについては輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される一方で、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

そうした中、関係市町におきましては、景気は回復基調にあるものの、着実な増収には至っておらず、消費税率の引き上げに伴い、地方交付税などの影響も危惧されており、税収が安定的な地方税体系が構築されるのか極めて不安定であり、より一層の行財政運営の効率化を図り、効果的な行政サービスの提供に向け、取り組まなければならないところであります。

このような現下の極めて厳しい状況の中で、本組合の平成 26 年度予算編成に当たりますには、廃棄物の排出抑制・再生再利用などを踏まえた廃棄物減量施策の推進に向け、効率的な事務事業の推進はもとより、組織体制の強化を図り、安全かつ安定した廃棄物の適正な処理体制の構築と財政運営の健全化を図るべく予算として編成をいたしましたところであります。

平成 26 年度の当初予算規模といたしましては、総額 21 億 3,424 万円で、前年度と比較いたしまして 7 億 1,776 万 1,000 円、50.7%の増となっております。

それでは、歳出の主なものからご説明申し上げます。

まず、総務費では、開かれた組合行政の推進を図る目的とした広報紙等の印刷、発行等の経費を、また組合設立 50 周年記念事業として、式典会場設備借上げや記念誌印刷などの経費を、環境保全対策の一環とする環境関係測定経費並びに特別職・一般職の人員費を合わせ 2 億 1,089 万 3,000 円を計上いたしております。

衛生費では、安全安定した一般廃棄物処理の継続保持を前提とする各処理施設に対する運転管理経費やごみ処理施設及び最終処分場におけるダイオキシン類の排出抑制等を行うための環境対策経費、循環型社会の形成を目的に進めております再生工房事業費を、また、これらの事務事業に携わる職員の人員費等を合わせ 6 億 9,207 万 7,000 円を計上いたしております。

事業費では、かねてから組合の最重要課題でありましたごみ焼却施設の延命化対策に要する経費をごみ処理施設長寿化事業費として計上するほか、ごみ焼却施設やリサイクルプラザなどの各処理施設に対する維持補修経費を、また、大阪湾フェニックスや勝



竜寺埋立地への焼却残灰場外搬出経費などを合わせ、8億842万8,000円を計上いたしております。

公債費では、元利償還金合わせて4億1,669万8,000円を、最後に予備費では400万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

分担金及び負担金では、市町分担金として14億1,932万7,000円を計上いたしております。なお、このうち1億7,565万6,000円が地方交付税措置相当分として見込んでおります。

使用料及び手数料では、一般廃棄物処理手数料など1億824万8,000円を計上いたしております。なお、平成26年度のごみ処理計画量は4万833トンを見込むものであり、前年度の当初と比較いたしますと約335トン、0.8%の減となります。

また、国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金収入として8,500万円を計上しております。

財産収入では、アルミ缶などの有価物売却代金などで3,528万2,000円を計上いたしております。

繰越金では、前年度からの繰越金として200万円を計上し、諸収入では、余剰電力売却料及び再商品化適合物返還金などで1,628万3,000円を計上いたしております。

組合債では、ごみ処理施設長寿命化事業にかかわる一般廃棄物処理事業債を借り入れることとし、4億5,810万円を計上いたしております。

次に、第2条、継続費につきましては、先ほど、事業費の部分でご説明いたしましたごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に係る経費を、平成26年度から29年度の4か年継続事業として設定するものであります。

次に、第3条、地方債におきましては、ごみ処理施設長寿命化事業に係る政府債を借り入れることとし、限度額を4億5,810万円に、借入利率を4%以内として設定したものであります。

最後に、第4条、一時借入金につきましては、前年度と同様に、借り入れの最高額を3,000万円とするものであります。

以上、平成26年度当初予算の概要とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、事務局長からご説明させていただきますのでよろしくようお願い申し上げます。

○上村真造議長 勝瀬事務局長。

○勝瀬光裕事務局長 それでは、平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年度の当初予算案につきましては、歳入歳出それぞれ21億3,424万円

となり、前年度当初予算と比較いたしますと7億1,776万1,000円、50.7%と大幅に増加する内容となっております。

増となった主な原因は、平成26年度から実施を計画しておりますごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に係る事業費及び消費増税による物件費の増、さらには公債費の増によるものであり、公債費の増加要因につきましては、ごみ処理施設長寿命化の第Ⅰ期工事分並びにペットボトル処理施設建設工事分に係る元金償還が平成26年度から開始されることによるものでございます。

それでは、恐れ入りますが11ページをお願い申し上げます。まず歳出でございます。

1款議会費、1目議会費では、総額214万4,000円で、対前年度比48万7,000円、29.4%の増となっております。その主な要因は、議員視察研修に係る経費が増となったものでございます。この目では、議員報酬、速記委託等の経費を計上させていただいております。

続きまして、2款総務費、総務費では総額2億1,089万3,000円で、対前年度比2,229万3,000円、11.8%の増となっております。各目でご説明を申し上げます。

1項の総務管理費、1目一般管理費では、1億9,960万円で対前年度比2,308万7,000円、13.1%の増となっております。その主な要因につきましては、職員の人件費や庁舎の屋上防水改修工事等に係る経費が増額となったものでございます。この目の内容といたしましては、委員及び嘱託報酬、特別職3名、職員19名分に係る職員人件費で1億6,365万円、組合広報紙印刷等の広報事業で277万8,000円、庁舎管理事業で1,553万3,000円、うち新規事業といたしまして、庁舎改修に伴う工事請負費318万7,000円を計上しており、その他は庁舎維持管理に係る電気代等の光熱水費をはじめ、関係法令に基づき実施いたしますエレベータ等の点検委託費等でございます。

次に、健康診断委託など安全衛生、健康管理事業といたしまして224万3,000円を、人事給与システム、財務会計システムなどの電算システム管理事業に582万9,000円を、情報公開関係、機器使用料等の情報管理事業に126万円を、各種負担金、地域補償費など一般管理事業で697万5,000円を計上し、また組合設立50周年記念式典開催に要します経費133万2,000円を新たに計上しております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

2目会計管理費では、会計管理事業として6万9,000円を計上しております。対前年度比では2,000円の増となっております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3目の財産管理費は1,084万1,000円で、対前年度比80万9,000円、6.9%の減となっております。主な内容につきましては、環境関係測定事業674万

7,000円、緑地管理委託などの財産管理事業として268万7,000円を計上しております。

4目の公平委員会費では、委員報酬等に5万円を計上しており、前年度と同額となっております。

続きまして、次の17ページをお願いいたします。

5目の基金費は、財政調整基金利子積立金として4万7,000円を計上しております。2款の総務費の2項監査委員会費は、委員報酬等に28万6,000円を計上しており、前年度と同額でございます。

3款衛生費は総額で6億9,207万7,000円で、対前年度比1,182万1,000円、1.7%の増となっております。各目でご説明いたします。

1項の清掃費の1目清掃総務費は1億7,905万1,000円で、対前年度比2,365万2,000円、11.7%の減となっております。減となりました主な要因は、人事異動、勸奨退職等による人件費が減額になったところでございます。

この目では、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラプラザ等に従事する職員の人件費21名分、1億7,864万2,000円を計上いたしております。

18ページの2目ごみ処理費は2億5,324万7,000円で、前年度比2,497万7,000円、10.9%の増となっております。増となった主な要因につきましては、運転管理委託など物件費に対する消費増税による増額に加え、施設の維持管理に必要となる薬剤費、光熱水費、燃料費等の単価増が大きな要因となっております。この目の内容といたしましては、ごみ処理施設運転管理事業として有害物質の除去等に用いる薬剤費を消耗品費で、電気代を光熱水費で、施設運転管理などの各種委託料等施設の維持管理に必要となる経費を計上いたしております。

19ページの3目し尿処理費は2,639万7,000円で、対前年度比243万8,000円、10.2%の増となっております。その主な要因は、施設の屋上防水改修工事請負費479万7,000円によるものでございます。また、この目の内容といたしましては、し尿処理施設の運転管理に要するし尿処理施設運転管理委託料はじめ各種委託料、電力料等の需用費となり、施設運転管理事業として2,508万7,000円を、下水道負担金に係る下水道投入事業として131万円を計上いたしております。

続きまして、20ページ、4目埋立地管理費は1,204万1,000円で、対前年度比376万6,000円、45.5%の増となっております。増となりました主な要因は、勝竜寺埋立地の現況調査をはじめ全体容量に対する埋立作業の進捗状況の把握、さらには残る受け入れ可能容量や期間など、今後における埋立地問題の検討に向けた現状把握を行う必要があることから、埋立地の現況調査委託料として702万円を計上するものであります。この目は勝竜寺埋立地の維持管理に要する経費でございます。

5目リサイクルプラザ費は1億6,675万1,000円で、対前年度比443万2,000円、2.7%の増となっております。増となりました主な要因は消費増税によ

るものでございます。この目の内容といたしましては、カン、ビン及び粗大ごみの資源化処理を行うリサイクルプラザ施設の運転管理事業として、電気代や施設運転管理委託をはじめとする運転管理事業として1億5,684万4,000円、また再生工房事業としてガラス工芸教室、リサイクルフェア等の経費といたしまして990万7,000円を計上いたしております。

22ページの6目ストックヤード管理費は5,459万円で、対前年度比14万円、0.3%の減となっております。この目の主な内容といたしましては、ペットボトル、その他プラスチック、廃乾電池及び廃蛍光灯の処理を行うストックヤード施設の運転管理事業として、電気代、施設運転管理委託をはじめとする各種委託料などの経費でございます。

続きまして23ページをお願いいたします。

4款事業費は総額で8億842万8,000円、対前年度比5億8,038万1,000円、254.5%と大きく増額となっております。各目でご説明いたします。

1目のごみ処理施設改修事業費は1億822万7,000円で、対前年度比2,036万5,000円、15.8%の減となっております。

改修事業の内容といたしましては、予算参考資料の11ページに記載しておりますとおり、ごみ処理施設長寿化工事の実施に伴い定期補修工事など必要最小限にとどめた内容となっております。

2目埋立処分事業費は6,179万9,000円で、対前年度比145万8,000円、2.3%の減となっております。減額となりました主な要因は、消費増税による増額はあるものの、大阪湾広域廃棄物埋立処分場の建設負担金が大幅に減少したためでございます。

この目の主な内容は、大阪湾広域臨海環境整備センター、大阪湾フェニックスでの廃棄物埋立処分委託料及び建設費負担金からなる廃棄物埋立処分事業に4,414万2,000円、また廃棄物の搬出事業といたしまして、焼却残灰を大阪湾フェニックス及び勝竜寺埋立地までの運搬経費等に1,765万7,000円を計上いたしております。

24ページの3目リサイクルプラザ改修事業費は4,438万4,000円で、対前年度比1,233万5,000円、38.5%の増となっております。増となりました主な要因は、定期補修工事等施設補修計画に基づき適正かつ効率的な工事を実施することとしており、改修事業の内容といたしましては、予算の参考資料11ページに記載しておりますとおり、毎年実施しておりますプラントの定期補修工事並びに前処理可燃物コンベヤ及び中敷板等交換工事、低地敷・装置整備工事などの改修工事に係る経費となっております。

4目のごみ処理施設の長寿化工事業費は、ごみ処理施設長寿化第Ⅱ期工事の初年度分といたしまして5億9,401万8,000円を計上しております。

5款の公債費は総額4億1,669万8,000円で、対前年度比1億277万

9,000円、32.7%の増となっております。これは元金償還でごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事、平成23年度分、そしてペットボトル処理施設建設工事、平成22年度分に対する元金償還が開始されることにより元金償還で1億784万5,000円が増となったものでございます。

1目の元金の長期償還元金につきましては、政府債が8件、縁故債が1件の計9件で、4億25万4,000円、2目の利子長期債の償還利子につきましても、政府債が8件、縁故債が1件、計9件を計上しております。また、4条で定めております一時借入金利子として4万3,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

6款の予備費は、前年度と同額の400万円を計上させていただいております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。

1款の分担金及び負担金は、予算額14億1,932万7,000円で、対前年度比1億4,024万2,000円、11.0%の増となっております。また、歳入に占める割合につきましては66.5%となっております。増となりました主な要因につきましては、普通建設事業に係る一般財源、物件費及び公債費の増によるものであり、公債費の増につきましては、ごみ処理施設の長寿命化第Ⅰ工事並びにペットボトル処理施設建設工事に係る元金償還が26年度から開始されることによるものでございます。

次に、2款、使用料及び手数料は、総額1億824万8,000円で、対前年度比848万4,000円、8.5%の増となっております。1項の使用料は、敷地の占用料として4万1,000円を計上しております。2項の手数料は、ごみ処理手数料として1億820万7,000円、対前年度比848万4,000円、8.5%の増となっております。その主な要因は、ごみ処理手数料の減免制度の廃止に伴う経過措置徴収率が60%から70%に上がるためでございます。

3款の国庫支出金では8,500万円を計上し、対前年度比8,391万7,000円の増となります。これはごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事が、環境省の循環型社会形成推進交付金制度の対象事業となるものであり、交付対象事業費に対し3分の1を限度額として交付されることから、平成26年度分を計上しております。

次に、4款、財産収入では、総額3,528万2,000円を見込み、1項の財産運用収入では、財政調整基金利子として4万7,000円を計上しております。また、2項の財産売却収入では3,523万5,000円、対前年度比で1,066万3,000円、43.4%の増となっております。

予算参考資料の13ページにありますとおり、破碎鉄、破碎アルミ、スチール缶、アルミ缶プレス品に係る売却単価が大幅に上昇したものでございます。金属類、ガラス類の有価物売却代金として3,493万5,000円、また、リサイクルフェアで販売する再生自転車、再生家具などの再生品売却代金として30万円を計上しております。

10ページの5款、繰入金は、財政調整基金から1,000万円を繰り入れたことにより、財政調整基金の平成26年度末の現在高見込額は2,864万4,119円となるところでございます。

6款の繰越金は200万円で、前年度と同額を計上いたしております。

7款の諸収入は、総額で1,628万3,000円で、対前年度比634万2,000円、63.1%の増となっております。1項の組合預金利子では1,000円を見込んでおり、2項の雑入では1,628万2,000円で、対前年度比634万3,000円、63.8%の増となっております。

増となりました主な要因は、再商品化適合物返還金において、ペットボトルの有価入札単価の上昇が見込まれることから増となったものであり、主なものといたしましては、再商品化適合物返還金が721万7,000円、余剰電力売却料が852万3,000円、工芸教室参加料が41万円となっております。

8款の組合債は、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事の一般廃棄物処理事業債初年度分といたしまして4億5,810万円を計上しております。

恐れ入りますが、戻りまして3ページをお願いいたします。

3ページは第2表の継続費でございます。ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に係る総事業費59億4,000万円を、平成26年度から29年度まで4か年の継続事業費を設定するものであります。

4ページをお願いいたします。第3表の地方債でございます。これにつきましても、ごみ処理施設長寿命化事業に係る政府債の借入限度額4億5,810万円、利率を4%以内として設定するものでございます。

最後に、第4条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円といたしております。

以上、平成26年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○上村真造議長 それでは、議事の途中ですが午後1時まで休憩といたします。

休憩（午前11時47分）

---

再開（午後 0時56分）

○上村真造議長 それでは、休憩を閉じ続会いたします。

休憩前に提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。質疑の方法といたしまして、歳入歳出別をお願いいたします。

まず最初に、歳入についての質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

小泉議員。

○小泉 満議員 議長、今、歳出と歳入に関して質問というふうにおっしゃっていただいたんですが、歳入歳出の質問に入る前に、江下管理者の方から、平成26年度一般会計予算参考資料なんですけど、予算編成の関係でご説明いただいたと思うんです。平成26年度一般会計予算参考資料の1ページ、この中の予算編成基本方針というのがございまして、下から3行目なんですけど、私ちょっと理解に苦しんでおりまして、教えていただけたらということで、ちょっと内容を読み上げます。1、安全安定した中間処理の推進、この意味がちょっとわからんのです。それと、2、重要課題への取り組み、どのような重要課題か、その辺のところはちょっと理解に苦しんでおりまして、3、事務事業の見直し、どのような事業を見直しされて、どのような効果が上がって、金額的にも何ぼの金額上がるとか、いろいろあると思うんですけど、その辺のところをまずご説明いただきたいと思うんですが。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 まず、考え方といたしましては、やはり安全安定した中間処理ということでございますので、一般廃棄物の処理はこの方で処理をさせて、最終処分地に行くまでの考え方、そういうことがその中間処理の推進ということでございます。

それから、重要課題への取り組みということでございますけども、これについては、一般会計予算の冒頭でご説明させていただきましたけども、それぞれの、長寿命化とか、それから一般廃棄物処理の将来構想、それから埋立地等も含めた将来的な乙訓環境衛生組合のあり方、そういうことへの重要課題というところがございます。

それから、事務事業の見直しについては、この組織全体であります、より効率的な運営ということを常に見直していかなければならない、そういう考え方を示しております。

それから、財源の確保ということで、これについては、理財の売却とか、それからいろんな、国からの補助とか、そういうところへの財源のいろんな確保の方法ということで、ここは述べさせていただいております。そういうものを基本として予算の編成ということは進めさせていただいたところでございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 1で、安全安定した中間処理の推進ということで、今、一般廃棄物の処理の関係、お話賜ったんですけど、廃棄物は産業廃棄物もございまして、その関係のお話、ここでは該当しないんですかね、どうなんですかね。産業廃棄物の関係は。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 ここはあくまでも一般廃棄物の処理ということでございますので、ここについては該当しません。

○上村真造議長 それでは、まず最初に歳入についての質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、それでは、歳入についての質疑を終わり、次に、歳出についての質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

和田議員。

○和田広茂議員 ずっと見させていただいたんですけれども、職員の研修費等は、まず職員の研修等はなされているのかどうか、研修費等はどこに計上されとるのか、そこら辺をちょっと説明いただきたいんですが。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 職員の研修につきましては、組合職員研修として組合内部で行います全体研修を年1回実施させていただいております。そのほか、予算を伴うものにつきましては、各事業別予算にはしておるんですが、講師負担であるとか、負担金であるとか、そういったところでそれぞれの課で必要な部分について計上させていただいているということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 具体的に、どこに載ってますか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 具体的に申し上げれば、衛生費の例えば19ページをお開きいただければ、説明欄のところ、ちょうど中段になるんですが、負担金、補助金及び交付金の欄、講師負担金として3万6,000円を計上させていただいているというところでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 これは極めて技術的な、具体的な研修ですね。ほかに、もう少し、どういう内容の研修なのか、少しご説明いただきたいと思います。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 組合の方で講習の計画を立てておりまして、26年度の予定につきましては、まず新規採用の職員研修、それと5年目の職員研修、それと新任の係長研修を予定しております。また能力開発研修といたしましては、法制執務の基礎編または応用編についての実施、また自治体の訴訟の実務、それと危機管理、それとクレーム対応、それとコンプライアンスないしはメンタルヘルスという形で、講習をそれぞれ予定させていただいております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 ただいまご説明いただいたのは、どこに予算として計上されておるんでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 研修の経費につきましては、無料になっておりますので、今回、この研修に伴う分についてはそれぞれ旅費の方で計上させていただいております。



ございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 旅費と申しますと、何ページですか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 例えば総務費で申し上げますと、14ページの一般管理事業の欄を見ていただければ、旅費ということで普通旅費3万8,000円という形で上げさせていただきますという内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 先ほどご説明いただいた、さまざまな訴訟問題、危機管理とか、係長とか、新規とか、初年度、こういうようなご説明いただいたんですけども、それらは旅費に、どこかに該当するのでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 全て旅費の方には該当しております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 旅費のうちどれに該当するんですか、普通旅費と特別旅費とございますが。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今の部分につきましては、今の14ページの旅費の特別旅費の方に該当する、27万4,000円の方に該当するというところでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 研修、大変、危機管理や訴訟問題、コンプライアンス、係長、4年、新規、こういうようなものでありますが、それが無料でできるんですというようなお話でしたけども、それはどういうところが研修していただけるんでしょう。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今、予定しておりますのが、京都府市町村振興協会主催の研修でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 その市町村振興協会には、当然、何か負担金か何か、本組合からも必要なこと、起こってないのでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 負担金についてはお支払いをしておりません。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 でも、そういうところって、当然、講師を雇ったら、講師料が要ったり、その他、当然いろいろなものが、経費が要るとるはずだと思うんですよね。にもかかわらず、その費用負担はどこが負担してるんですか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 それぞれの市町村からの負担というか、部分はないんですけれども、日本宝くじ協会の方からの負担金、交付金という形で運用されているということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 先ほどおっしゃっていただいたことは、一定、じゃあそういうものだというふうに理解したいと思うんですけれども、職場の労働安全衛生とか、そういうようなものの研修等はどうなっておるんでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 まず、職場の労働安全衛生につきましては、月1回、労働安全衛生委員会という組織を持っておりまして、そちらの方で社会労務士さんにお越しいただく中で協議させていただいているというところでございます。また、全体の研修につきましては、毎年1回、組合の職員研修、委託業者も含めた職員研修を実施しておりますので、その年度年度に応じた形で組合の研修をそれぞれやらせていただいているという形でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 その年1回なさっておられる研修は、予算としてどこに計上されておりますか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 予算につきましては、基本的には無料の研修ということで、京都府の方の出前講座等を活用させていただいておりますので、予算については計上しておりません。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 そしたら、その社会保険労務士さんに来てもらっておるということですが、それはどこに計上されておりますか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 13ページの説明欄の方を見ていただければ、委託料の安全管理指導委託料66万5,000円、この部分でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 この間、本組合をめぐって、殴打事件、発生した。許されないことであると、そのように思います。決して職場の中で暴力は絶対認めない、許されないことで、これはもう絶対いけない、そういうことも必要ではないかと思うんですね。

そういうことを考えた場合に、労働安全衛生だけで問題が解決するのかわかりませんが、強化をしなければならぬ、職場の今のような状態を絶対放置はできない、そういう問題ではないかと思えます。

この間、1月24日でしたか、この間の殴打事件を受けて職員の処分をしたと、減給1か月10分の1の懲戒処分にしたと、こういうことが新聞報道があり、我々のところ

には1月31日付で職員の懲戒処分についてという、そういう文書が送られてまいりました。

ところが、本日の管理者の管理者諸報告には何ら報告がなかった。確かに文書は届きました、しかしながら、今までなかったような事案ではないかと思うわけです。もう一つは、労働安全衛生ではないんでしょうけれども、コンプライアンス等にかかわることかもわかりませんが、監督署から是正勧告が下された、これも聞いたことがない話じゃないかと思うんです。

そういうことを、これをどのように、管理者はじめ幹部の皆さん方は、どのようにこの問題について受けとめておられるのか、それについてちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

○上村真造議長 勝瀬事務局長。

○勝瀬光裕事務局長 ただいまのご質問でございますが、まず、殴打事件につきましては、非常にやはり事務局長としては遺憾に思った次第でございます。議員おっしゃいますとおり、このようなことは絶対起こってはならない、二市一町の各市町におきましても同じような考え方でございます。そんな形で、やはり職員同士は、そういう形ではこういうふうな事件は起こしてはならないと、そのように考えているところでございます。そして、その後の対応につきましては、懲罰委員会等を開催いたしまして、処分を決定させていただいたと、そのような形でございます。

そしてまた、職員の是正勧告、労働条件等の是正勧告におきましても、やはり過去のそういうような形で行われていたということが、非常に私にとっても、はっきり言うたら、びっくりした点もありまして、こんな形で対応を急いでやらせていただきましたのは、この是正勧告等におきまして、予算措置等をして対応したという形で、今後、このような形で、やはり職員同士、お互い仕事に自信と誇りを持って仕事をしていかなければならない、そのようにして業務を推進していくという考え方で、先ほどおっしゃいました、やはり職員研修、職員教育という形にもなりますけれども、研修というのが非常に重要な部分になってくるのかなと、このように考えているところでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 管理者はどのように受けとめておられるのでしょうか。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 職員の、この職場環境の中において、いかに風通しをよくして、お互いにいい仕事ができる環境をつくっていくということが、私に課せられた課題かなというふうに考えております。それを進めるためには、やはり職員の研修が大事だということでございますので、それについて、この25、26年度も合わせてしっかりと職員研修の方は、これからも続けさせていただくということで考えておりますし、また、できれば、そういう中で、昨年にありました殴打事件等については、きっちりと組織の中で決められたルールの懲罰委員会で、しっかりとそこを開いて、そしてその開いた中でそ

の処分をさせていただくということについては、変わりはありませんので、そういうことがあった後で、これは公に公表させていただくことは当然でございますし、また議員の皆様におきまして、私としてはその結果については、遅滞なくご報告をさせていただいたというわけでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 なぜそういうことが起こったのか、当然、そこら辺の検討をなさっておられると思うんですね。この間のこの問題については、どのように検討なさったのか、どのように認識されたのか、そこら辺について、なぜこういうことが発生したと、このように考えておられるのでしょうか。

○上村真造議長 勝瀬事務局長。

○勝瀬光裕事務局長 私の考えるところでございますけれど、やはり過去からのそういうような積み重ね等が原因かなというのが一点はございます。そして、やはり管理者がおっしゃいましたとおり、職員間の風通しのなさというのがあったのかなと、そのように考えているところでございます。

職員同士ですので、やはり当然職務を遂行するというのは当然でございます。しかし、その職務の遂行のそういうような形をきちっとやっていくというのも、やはり職員が課せられた責務でございますので、そういうような点も合わせて職員研修等によって今後推進をしていきたい、そのように考えているところでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 職員間の風通しのなさ、過去からの積み重ね、やはり管理者の立場、全体をやはり、職員の、今おっしゃったようなことも、管理者はじめ幹部の、それは、それこそ仕事ではないかと思うんですね。職場づくり、それをちゃんとやっていく責任はだれにあるのか、それは管理者をはじめとする幹部の皆さん方がそれを担っているんじゃないかと思うんです。職員の皆さんは職場の規則に基づいて、就業規則等に基づいて仕事をやっていっている、それを全体としてその職場づくりも含めて、よい職場づくりをやっていくというのは、これこそは管理者であり幹部の皆さん方が基本的に責任を負ってやらなければならないことではなかったのかと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょう。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 今、和田議員さんがおっしゃるとおりでございますし、やはり職場の、いかに働きやすくしていくかということについては、私管理者ほか幹部の、自分の部下をしっかりと見て、見守っていくということが必要であろうということでございますし、やはりそういう方向性を持って進めていく中で、一つの方法としては、私としては、職員研修ということが、やはり一番大きな職員をそれぞれ導いていく一つの大きな研修というのは、一つの方法かなというふうに考えておりますし、また職員間のお互いの信頼ということは、これからも今まで以上に築き上げていかなければならない、このように

考えているところでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 私は、一般の職員の研修はもとよりだと思うんですけども、管理者とか、皆さん方の、幹部自身の研修がむしろ問われとるのではないかなと。これは一般の現場で起こったことではありますけれども、全体の職場づくりを、こういうようなことが起こらない職場づくりをしていくのが、皆さん方の基本的な仕事ではないかと思うんです。

それからするならば、それができなかったのは、皆さん方が役割を果たしていなかった、そういう状況ではないかと思えます。なぜ、それが役割を果たせなかったのかということは、過去からの積み重ねというふうな表現もございましたけれども、積み重ねがよい積み重ねではなかった、その場の状況に合わせた形を、何らよくしていこかというふうな、そういうことがなかった、そういう積み重ねではなかったかと思うんです。

やっぱりそれを考えますと、今、職場に、乙訓環境衛生組合の職場に何が必要なのか、それがやはり今求められているのではないかと思うんです。両方の、是正勧告もそうでありまして、殴打事件もそうであると思うんです。これは主に管理者はじめ皆さん方の責任である、思うわけです。厳しく、これは、本当に反省をして、二度と、どんなことがあっても暴力事件とか、絶対これは認めないと、乙訓の環境衛生組合の中でそういうようなことはどんなことがあったかて認めない、いろいろな職員の、人はそれぞれ十人十色ですし、十人十色の人々がここの職場を構成しとると思うんです。そういう人々を労働安全衛生の側面からもしっかりと受けとめて、対応も図っていく、職場環境もよくしていく、そういうようなことが欠けていたのではないかと思うんです。私の、これは思いで思うんですけども、そういうふうに私は思ってきたわけですけども、管理者はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 やはり殴打事件につきましては、その発見当時に、発見したら、やはりそれをしっかりと事実として受けとめて、その確認作業を行っていくということで、それを明確にしていくということが一つ大切ではないかなというふうに考えております。

そういう意味では、昨年発見から、しっかりとこの職場の、組合の内部で懲罰委員会を開き、そしてその事実を確認させた上で厳正な処分をさせていただいたということは、これはその方法が私としては正しかったのじゃないかなということでございますし、二度とそういう事象が発生しない、今後発生しないということについては、やはり重く受けとめて、これからの発生させないための職員研修をさらに進めていく、これは管理者含めて全、この乙環の全体としてとらまえた中での研修をこれからも進めさせていただくという位置づけで考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 管理者のおっしゃった一般的なお話では承服しがたい。二度と、絶対許

さない、暴力は絶対許さない、あるいは暴力を起こすような職場は許さない、絶対そういうような職場は直す、そういうような強い決意を持って、今の職場に臨んでいかなければならないのではないかと思うんですよ。

研修、みずからの研修をやらなきゃならないだろうし、幹部の皆さん方の研修も、そのようなことをしようと思ったら、やらなければならないんじゃないかなと思うわけです。恐らく、今までできてなくて、こういうことが起こってきたということは、皆さん方の中に直さなければならない問題があるんじゃないか、むしろ研修を大いに受けていただいて、よりよい職場づくりをどうしてもやっていただく必要があるのではないかと思うんです。

そういう点で、具体的にどういう研修、先ほどコンプライアンスとか、いろいろおっしゃいましたけれども、だれがそれを受けるのか、そこら辺はどのようにお考えなんでしょう。具体的にこういうふうな形で今の職場を変えていくんやと。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 研修計画につきましては、新任係長研修等々につきましては、担当の新任係長が行く予定になっておりますけれども、それ以外の研修につきましては、各課順番に、既に研修を受けている者もおりますので、順次、順番に受けさせていただいて、最終的には全ての職員が受けられるような形で、年々整備をしていきたいというふうに考えております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 幹部の皆さん方に、主に、恐らくこの原因があったのではないかと、そういう職責が果たされてなかった、職場づくりができてなかったのは、一般の人よりもむしろ全体を、職場づくりに責任を負うべき皆さん方がそれができなかったんじゃないかと思うわけです。

それで果たして、そういうことは絶対許さない、殴打事件等は絶対許さない、あるいはパワハラみたいなことも絶対許さない、あるいは是正勧告を受けるような、こういうことは絶対許さない、なくしていく、どうしても、見直しもして、なくしていく、そういうことが必要であろうし、それから、組織変更の条例の一部改正もございましたけれども、本当に、今のような、局長が非常勤の形で置かれるような、そんな形で、果たして、全体の中心として運営していかならん、そういう体制が果たしてできるのかどうか、本当に今の形でできるのか、どうなのか、そういう点も含めて、どのようにお考えなのか、職場の体制も含めて、どうなんでしょう。

○上村真造議長 勝瀬事務局長。

○勝瀬光裕事務局長 ただいまのご質問でございますが、いみじくも私の囑託というご質問もございまして、私もこの一年、4月に就任いたしまして、はや1年経過しております。やはりその中では、今おっしゃいましたとおり、囑託という部分で力不足ということも否めない部分があるかと思えます。

そして、また、今議員がおっしゃいましたとおり、私の在任中にそういうようなことが起こったということは、やはり非常に不名誉なことであると、そのように認識をしておりまして、やはりそれは強い意志を持って是正をしていかなければならない、そういうような形で、今後の4月からの組織体制についても、検討してまいった結果でございます。

そういうようなことで、非常に、前年の3月の議会でも、この話題は、議事録等で拝見いたしますと、非常に議論を交わされたところでございますして、そういうようなところがやはりちょっと至らなかったということは、私自身が思うところで、そういうような在任中に起こったということは、私は不名誉なものであると、そのように考えております。

それをやっぱり改めていかなければならない、今後は絶対そういうことは起こらないように改めていくという強い意志が、やはりそれはもう管理者をはじめ幹部職員、そしてまた職員全員がそういうような形で、やはり乙訓環境衛生組合の職員であるという、やはり先ほど言いましたとおり、自覚と誇りを持ってこの組合の事業を推進してまいっていただきたいと、そのように思うものでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 局長は、本当に囑託として務められて、そしてこういうことに直面する、大変な状況ではなかったかと思うわけです。逆の立場に立てば、そら大変なことであったとは思いますが。やっぱり局長等はちゃんとした常勤の職員をしっかりと置く、そして責任体制をしっかりとれるような状況をつくっていく、こういう状況も考えていかなきゃならない、そういうように思います。

そういうことも含めて、抜本的なことが必要ではないかというふうに思うわけですが、管理者はどのように対応されていくのか、どういうふうにお考えなのか、これのできるのかどうか、そういうふうなことを改めてちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 この乙訓環境衛生組合の果たす役割については、これは職員一同十分それを理解して、仕事には遅滞なくそれを遂行していくという、そういう使命を持っております。

そういうことについての中で殴打事件等がございましたけれども、やはりそういうものについては、いま一度、私としてはそれぞれその至った原因について深く反省をし、そしてそこに至ったところについての再発防止については、先ほど申し述べました方法でこれは改善をさせていくということで、今、そういう方向で考えておりますし、また、組織のあり方については、全体の組織の見直しについては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

そういう中で、今度はそれに該当する職員を、どういうふうにして人員配置していく

かということについては、これは真剣に、議員またこの議会等のご意見等も十分参考にし、また、副管理者とのご意見もいただきながら、この配置については考えて、配慮しながら進めていくという、そういう考えでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 このことだけで時間をとるわけにはいきません。問題提起という形で受けとめていただいて、暴力問題やパワハラや、絶対そういうようなことは職場の中では許さない、そういう職場づくりを何としてもつくり上げる、それからよい職場環境をつくっていく、そういうふうなことをやろうとしたとき、どうしなければならないか、二度と起こさないためには、みずから自身もどういうふうなところに心砕いて、行き渡らせて、どういう対応をしていかなきゃならないのか、みずからもぜひ十分検討していただいて、責任ある対応策をぜひともとっていただきたい、そのことを一つ述べておきたいと思います。

それから、そういうようなことともかかわるんでしょうけれど、処分が果たして絶対、その殴打事件等、あるいはパワハラ問題等、許さないということから考えた場合に、その処分でもよかったのかどうか、果たして本当にそれでよかったのか、本当に処分をやったことが契機になって、そういうことが起こらない保証が本当にあるのかどうか、そういう点については、私は疑問を持っておるところです。それでいいのかというふうな思いもしております。処分については連絡はいただけてますけれども、それでよかったということで、もちろん処分を行われたのでしょけれども、改めて少しそれについてのコメントを管理者の方からいただきたいと思います。

○上村真造議長 江下管理者。

○江下傳明管理者 懲罰委員会を開かせていただいて、その中でやはりその処分のあり方については十分議論をさせていただいて、その議論の末、結論を出させていただいたということでございます。

その中で処分を、私の方でさせていただいたということでございますので、その当時の処分については、私はそれがきっちりと懲罰委員会を開いて、そしてそれを受けて私としては処分をさせていただいたということについては、これは明確にその事象についての職員への処分ということについては、適切であったというふうに判断をしているところでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 少し前後して悪いんですけれども、殴打事件は1回だけであったのか、あるいはそのほかパワハラ等はなかったのか、あるいはその他の暴力はなかったのか、そういうようなことはどのようにつかんで調査されているのか、この私らに対する報告書では、そこら辺も何ら説明もないわけですから、一応お伺いしときたいと思います。

○上村真造議長 勝瀬事務局長。

○勝瀬光裕事務局長 この件に関しましては、殴打は1回と、こちらの方はそのように把



握いたしまして、管理者に報告させていただいて、懲罰委員会を開催したところで処分を決定させていただいたということでございます。

と言いますのが、事件発生は昨年10月28日ということで、その時点での件については、そのような形で懲罰委員会等で処分させていただきました。

そして、そのときには、双方、事情聴取をいたしまして、いろいろ事情聴取いたしました中で、そういうような形では、以前の話は出てこなかったというのが一つございます。ですから、これについては、一応そういうような形で、こちらの懲罰委員会、そしてそれを管理者に報告させていただいて、管理者の方から処分、そして上司についても管理者は処分をするということで処分をされたという経過になっております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 もう少し十分調査をして、単に10月28日でしたか、起こっただけなのかどうか、少し耳に挟んでいることでは、過去からそういうような問題が発生しているというようなこともちょっと小耳に挟んでおります。だから、もう少し事実をしっかりとつかんでいただいて、殴ったことであるとか、あるいは蹴ったりはしてないのか、あるいはパワハラが起こってなかったのかと、いろいろ、もう少し事実関係を過去にもさかのぼってしっかりと調べて、単に偶発的に果たして起こったのかどうか、今回、その10月28日でしたか、それで、偶発的であったというような形でこの問題を受けとめておるのかどうか、それはただいまの局長のお話では、10月のその事件であると、それ以外は掌握してないというようなお話でありましたが、それでは不十分ではないかなと思いますので、改めて問題提起というふうにしておきますので、しっかりと調べて、考えていただきたい。

私は偶発的に今回起こったのではない、この間の職場の状況の中で、そういうことが起こり得る事象は存在していたと、そういうふうに思っておりますし、だからこそ、絶対その職場を変えなアカン、絶対暴力事件その他については許さない、そういう職場を本当にしっかりと腹をくくって、何とでもつくり上げるんだと、もっと本当に働きやすい職場をつくるということが求められていると思いますので、改めてちょっとそこら辺を調査もし、あるいは検証もし、ぜひともいい職場環境をつくってほしいと、そういうふうに関心を持っておきたいと思っております。以上です。

○上村真造議長 山本議員。

○山本 智議員 15ページなんですけど、2款総務費の一般管理費で、創立50周年記念事業とあるんですけど、乙訓環境衛生組合ができて、26年度で50周年を迎えるということで、具体的にこの事業内容をお伺いしたいんですけど。

○上村真造議長 鈴木情報管理課長。

○鈴木史人情報管理課長 組合設立50周年記念の具体的な事業内容につきましては、現在、4事業を予定しております。まず1点目は記念式典の挙行、2点目は功労者への感謝状の贈呈、3点目は記念誌の発行、4点目は管内の小学生を対象とした3R啓発ポス

ターの募集、以上4事業を予定しております。

○上村真造議長 山本議員。

○山本 智議員 具体的にその記念式典というのはどちらで行われるかとか、場所とか。

○上村真造議長 鈴木情報管理課長。

○鈴木史人情報管理課長 記念式典の開催場所につきましては、今の予定でございますが、この大会議室、日時につきましては10月に例年開催しておりますリサイクルフェアと同日の開催という予定をいたしております。

○上村真造議長 山本議員。

○山本 智議員 4点目の管内の小学校生の絵画を募集するということで、40周年のときは長岡の第四小学校の方だけが募集されたんでしたっけ。全管内ですか。

○上村真造議長 鈴木情報管理課長。

○鈴木史人情報管理課長 40周年のときにつきましても、乙訓管内18小学校全てを対象として募集いたしました。ただ、18小学校全ての応募があったわけではなくて、その一部の小学校が参加されたという内容でございます。

○上村真造議長 山本議員。

○山本 智議員 具体的には、もう各小学校の方には、そういう募集というのはもうかけられてて、まだこれから。

○上村真造議長 鈴木情報管理課長。

○鈴木史人情報管理課長 今回の3R促進標語入りポスターの募集につきましては、現在、募集要項を作成中でして、その要項がまとめ次第、具体的には新年度に入ってからになると思いますけれども、その要項が整い次第、管内18小学校の方にその要項をお配りしたいというふうに考えております。

○上村真造議長 山本議員。

○山本 智議員 最後に、環境ということで、かなり小学生なんかも環境教育というのが進んできている中で、より一層の積極的な、展示していただくような、そういう推進をまたよろしく願いいたします。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 16ページの3目財産管理費の説明欄の、この環境関係測定事業で、委託料で674万7,000円計上されているんですが、平成25年度を見させていただいたら515万2,000円ということで、約159万5,000円ほど、約30%アップになっているんです。消費税率の引き上げもありますけれど、何か法規制、それを受けて測定項目を増やされたのか、または測定の回数を増やされたのか、その辺のところをちょっとお教えいただけたらと思うんですけれど。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 ただいまのご質問ですけれど、まず1点今のご指摘のとおり、消費税で上がっている分が一点ございます。それとあわせまして昨年6月に補正予算で願

いした内容になるんですが、昨年6月1日施行でありました一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令というのが、昨年6月1日で改正されております。それに伴いまして最終処分場に係る測定項目が一部追加になったというのがございます。

それとあわせまして、もう1点、ごく微量物質に関する計量証明事業、エムラップ事業でございますが、こちらの方の計量証明方法が若干変更になりまして、その部分が若干金額的にはね返っているという内容でございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 次に、ちょっと教えていただきたいんですが、21ページの説明欄のこの廃バッテリー処理委託料、わずかな金額なんですけど2万6,000円上がってるんですけど、これはどういうバッテリーなんですか。

○上村真造議長 山本リサイクル推進課長。

○山本昌一リサイクル推進課長 バッテリー処理ですけれども、うちの方に不法投棄で入ってきます自動車用バッテリーとバイク用のバッテリー、これの処分、バイク用のバッテリーの処分料です。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 今お聞きしたら、自動車用のバッテリー、バイク用のバッテリー、これ鉛のバッテリーですね。私ちょっと調べたら、鉛のバッテリーであれば、わずか2万6,000円ですけどね、これ買い取りの業者あるようなんです。だから、ここは広い敷地がございまして、できるだけ多くためておかれて、その買取業者に売れば、鉛バッテリーは金入るんです、有価で。

したがって、そういう、本当のわずかですけど、無駄な金を出さない、少しでももうけるという、そういう心構えでやっていただけたらありがたいと思うんですけどね。どうですか。

○上村真造議長 山本リサイクル推進課長。

○山本昌一リサイクル推進課長 自動車用バッテリーについては、無償で引き取っていただいております。あとのバイク用とか小さいバッテリーにつきましてはお金がかかってきて、その部分で今費用が発生しているというところでございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 鉛でしょ、バイクのバッテリーも、たくさんためておかれて、量をためておかれて、それでたくさん、呼んだらいいんですよ。そしたら金支払う必要ないのと違いますか。

○上村真造議長 山本リサイクル推進課長。

○山本昌一リサイクル推進課長 処理については、うちの方、無害化してちゃんと鉛も溶出せずにできるように、産業廃棄物として今搬出しておりますので、適正な処理ができていっていると思っております。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 そうじゃないんですよ、金をかせげ言うてるんです、私は。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 ただいまのご質問ですけれども、今現在、議員ご指摘のとおり、いろいろな情報は議員の方がよく御存じですけれども、まだこちらの方として情報が不足している状況でございます。ついては、一定情報収集をさせていただいて、できるだけ独自財源の、集めるような形で、方向性の転換がもし可能であれば、そういう方向に進めたいと考えております。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 ひとつよろしく願いいたします。

次に、24ページなのですが、これも教えていただきたいんですが、4目のごみ処理施設長寿命化事業費で、この中の説明欄の委託料で、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事重点管理委託料というのが324万円上がっているんです。これはこの下の工事請負費5億9,000万円の管理委託料でございますか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今回の長寿命化事業といたしまして、総額で、先ほどご説明申し上げましたとおり59億4,000万円、26年事業として計上させていただいております。そのうち重点管理委託に係る部分として324万円、それと長寿命化工事の第Ⅱ期工事分として5億9,076万円という形で上げさせていただいております。

つきましては、重点管理委託については、今回長寿命化工事を実施するに至って、やはり専門的視点の中で一定工事管理をしていただくということも含めて、専門の方に委託をするという内容でございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 今おっしゃっておられるように、適切な品質確保ですか、そういう意味で、これを管理委託されると思うんですけど、その中で管理委託も、設計業務の関係と、もう一つ工事管理というのか、二種類あると思うんですが、これ、今この管理委託というのは工事管理ですか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今回のごみ処理施設の長寿命化工事につきましては、発注方法については責任施工という形で発注の方を考えております。つきましては、メーカーの方に提示させていただく環境性能等の基準値をクリアでき得る設備の改修工事ということになってまいりますので、その設備の機能性、また環境性能を十分遵守できるかどうかという部分も含めて管理をいただく、また工事の進捗管理も含めてお願いするという内容でございます。

○上村真造議長 小泉議員。

- 小泉 満議員 設計業務とかのあれは関係ないんですか。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 設計部分につきましては、もちろん特殊製品の集まったごみ焼却施設になりますので、設計についてはメーカーの方が設計をいたします。なお、その設計書として出てきたものを、内容を確認いただくという内容でございます。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 そしたら、よく今のメーカーに責任施工という形で、メーカーが設計して製作した、その製作した製品が、その性能どおりの数値が出ておるかどうかということで、工場立ち合い検査とかやりますね。それは発注者としてやっぱり責務、まともに我々が発注したものが本当にそのとおりでできてるのかという、そのチェックをする必要があると思うんですが、そのチェックはどなたがやられるんですか。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 今、26年度から29年の4年工事の中で、まず26年度の計画につきましては、実際、現場が動くというのはまだ年度末になってからの話になってくるかと思えます。年度当初に契約の方させていただいて、大体秋口までは設計の協議というのがメイン事業になってくるかと思えます。今後、2年目以降の中で工事の工場製作をした場合、その工場製作の出来高計算を実施するに当たっては、まずメーカー検査があります。そのメーカー検査があった後に、次はコンサルの検査、それを受けて組合の発注者の検査という3段階に分けての検査をさせていただくと。
- また、組合の方に搬入があったときの搬入時検査という形で、順次検査の方をさせていただいて、最終的に工事完了の部分については、機能検査という形で、当初に組合の方が求めております環境性能をクリアできているかどうかというのを、最終、見定めるという検査を最終的に実施するという予定でございます。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 製品に関してメーカー検査をまずやって、メーカーが検査して、試験成績をデータ出される、それをコンサルが見られて、コンサルも現場へ入って見られる、その後、組合の方でチェックに行かれるということで、現在の体制でいかれたら、どういう体制で、どの部署が行かれる予定なんですか、今。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 今回、4月に至っては組織改正があるということになりますが、今の現体制で申し上げれば工事担当であります企画管理課の方がそういう現場の方の確認を行うということでございます。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 ということは、企画管理課に、そういう機械とか電気とか、そういうところに出てこられたら、技術者というんですか、そういう方がおられるということですね、プロが。

- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 まず企画管理課の方が契約窓口になっておるんですが、やはり見に行くその製品等によっては、施設業務課の方のそれぞれの資格を持っておられる方がおられますので、そういう方も同行していただくという形でございます。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 応援要請されるということですね。わかりました。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 予算書23ページですけれども、事業費の埋立処分事業費、この事業費委託料4,414万2,000円という金額は、大阪フェニックスへ搬出する委託料ということでもいいんですよね。全てそうですか。大阪湾へ行くのですか。
- 上村真造議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 大阪湾フェニックスへ埋立処理する6,090トンの委託料でございます。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 これ、そしたら6,090トンに対して、トン幾らという委託になるんですか。契約というか、中身というのは。
- 上村真造議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 単価にしましてはトン6,700円です。25年度までは7,035円でしたけれども、来年度から消費税がアップする分201円の増になります7,236円となります。消費税分のアップだけでございます。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 今、カンとビンと、ペットボトルもそうなんですけれども、そのあたりは一応収入になりますよね。それで、100%じゃなくて、その資源化率の85%とか、80数%やと思うんですけれども、売却できない分は、選別に残った分がありますよね、それはどういう処理されているんですか。
- 上村真造議長 山本リサイクル推進課長。
- 山本昌一リサイクル推進課長 資源化できない、選別した後の残渣については、一部は焼却炉で燃えるごみ、それから残渣として鉄くずとかガラスくずになりますので、埋立処分になります。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 埋立ということは勝竜寺へですかね。
- 上村真造議長 山本リサイクル推進課長。
- 山本昌一リサイクル推進課長 勝竜寺の埋立地でございます。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 勝竜寺へ埋立、運搬費用も、こちらの1,765万円という方になってるんですか。

- 上村真造議長 山本リサイクル推進課長。
- 山本昌一リサイクル推進課長 はい、その残渣の運搬については、うちのリサイクルプラザの委託業者が運んでおります。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 それについては、そしたら費用はかかってないということですか。
- 上村真造議長 山本リサイクル推進課長。
- 山本昌一リサイクル推進課長 そのとおりでございます。
- 上村真造議長 岸議員。
- 岸 孝雄議員 埋立地の管理費についてお聞きしたいんですが、今回、事項別明細20ページ、埋立地現況調査委託料702万円ですかね、計上されておりますが、この調査の目的と概要をお教えいただけますでしょうか。
- 上村真造議長 松井埋立地管理課長。
- 松井 貢埋立地管理課長 主な業務内容につきましては、現在の埋立地の現況調査という形で、今現在どれぐらいの量の埋立を行っておるか、残容量含めて測量いたしまして、あと、要はどれぐらいの量が、現在の埋立地でできるのかどうかという業務がまず一つ。それと、附帯設備でございます水処理設備がございます。そちらの方の現状のコンディション等を含めまして、今後埋め立てていく中でどれぐらいの整備計画を含めた中で、そういう調査も行っていただくような業務内容を予定させていただいております。
- 上村真造議長 岸議員。
- 岸 孝雄議員 目的は。
- 上村真造議長 松井埋立地管理課長。
- 松井 貢埋立地管理課長 平成29年度から現在のフェニックスに持って行っていただいております焼却灰の半量が勝竜寺の方に入る予定となっておりますので、はっきりとした残容量が必要となってくるために、今回、予定させていただいております。
- 上村真造議長 岸議員。
- 岸 孝雄議員 平成29年のフェニックスの搬入終了、これを見越してということなんですが、今、公表されてる勝竜寺の埋立の残容量、先ほどの答弁では年間6,090トン発生しているということなんですが、これが全て自前で埋め立てなければならないとなった場合、今公表されている数字だけでいくと何年間勝竜寺で賄えるのでしょうか。
- 上村真造議長 松井埋立地管理課長。
- 松井 貢埋立地管理課長 確かな数字が、平成25年3月末で26.6%の残容量という形でございますが、今後の今の計画でございますが、平成29年度からフェニックスの半量の3,000トンが勝竜寺の埋立地、そして平成34年度から6年間にわたって約2,800トンの焼却灰が搬入予定となっております、平成40年からはフェニックスへの搬出は終了いたしますので、全量勝竜寺に入ってくる予定となっております。現在の計画では、平成43年で今の埋立地が満杯になるという計画でございます。

- 上村真造議長 岸議員。
- 岸 孝雄議員 確かな数字は、それぞれ各自治体で事情はまちまちと思いますが、新たに最終処分地を模索した場合、大体処分地の候補地の選定から地元対策、それから安定型の処分地になろうかと思うので、下ゴム敷の工事とか、いろんなんありますよね。大体供用開始するまで、平均どれぐらいの年数がかかると、今見込まれていますでしょうか。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 一般的に申し上げますと、直近で京都市の方で言えば、構想をつくられたときから大体25年ぐらいが整備期間という形でつくられているというふう聞いております。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 今の岸議員のちょっと関連質問になるんですけど、まず一つ、水処理設備、おっしゃられましたね。それも委託されるようなこととお聞きしたように思うんですけど、そうなんですか。
- 上村真造議長 松井埋立地管理課長。
- 松井 貢埋立地管理課長 今現在、勝竜寺の埋立地に、当然雨等が降りまして、それをためて水の処理、雨水の処理をしております。その処理施設の現状を、どの程度のコンディションかということをお聞きした中で現況調査をしていただくというのが業務内容でございます。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 その施設というのは機械とか電気設備の設備でございますか。
- 上村真造議長 松井埋立地管理課長。
- 松井 貢埋立地管理課長 機械もありますし、電気設備もございます。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 それは一つのプラント設備のプラントメーカーが何かお取りになられておさめられた設備でございますか。
- 上村真造議長 松井埋立地管理課長。
- 松井 貢埋立地管理課長 当時、オルガノの水処理設備のプラントメーカーが設置されました施設でございます。
- 上村真造議長 小泉議員。
- 小泉 満議員 私がお聞きしたのは、今、プラントメーカーがそういうのであれば、プラントメーカーはやはり仕事がほしいということで、無償でそういうのはチェックされると思うんです。私はH社におられるところは、そんなただでやりましたよ、アフターサービスで。将来の仕事もいただける、そういうような前提じゃないけど、それは企業努力ですけどね、そんなところになぜこの委託料、苦しい財政の中から、こんなわずかかも、幾らかわかりませんが、そういうの、私は支払う必要ないと思うんです、そういう



メーカーに対して。メーカーぼろもうけですよ。私がH社におるころは、そんなん金取りません、全部サービスで、しかも何年もの計画を立ててあげて、こういうこと、こうですよと、何年後、今現在これがだめですから、1年後には取りかえられたらどうですかと、そのためにはこれだけのお金がかかりますよ、いや、それだけの金ない言われたら、ほな、これやめて、これだけでもとりあえずされたらどうですかというような形で、やはり提案営業というのか、やはり営業マン、そういうのいてるでしょう、何も金出す必要ないと思います。ちょっとご検討いただけたらと思うんですけどね。

それともう一つは、今の焼却灰も、あるところではできるだけ焼却灰を固めて露盤剤とか路床剤に使う、やってきてるんです。これからの先、平成43年いうたらあと何年あるんですか、20年近くございますね、だから例えばそういう施設を設けるにお金がかかるかもしれませんが、だけど、これから延命化と言うのか、埋立地の延命化が図れたり、またそういう露盤剤をつくることによって、販売もできる、売ることもできるかもしれませんが、そういう違った道も、埋立だけじゃなくて、ただ焼却灰の灰の中に水銀とか、変な有毒なものが入ってたらちょっとまずいですけど、その辺のところはよくフェニックスで受け入れされている状況ですから、そういうのは入ってないと思います。だから、できればこれからのそういう露盤剤、路床剤と言うんですか、そういうのに使われるような何かそういう設備とか、いろいろご検討いただいて、お金も費用もかかるかもしれませんが、そういうのをお考えいただけたらありがたいなと思いますので、ご検討いただけたらということで、ちょっと要望ときます。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 物件費の4,000万円増ですね、これは、ひょっとして説明されたのかもわかりませんが、これ、何でしたっけ。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 物件費の増につきましては、まず消費税の増税によるものが、そのうちとして1,500万円がかかっております。残りの2,300万円ほどの部分につきましては、焼却施設等の要は薬品購入される単価の変動部分というのが一番大きな内容でございます。

また、先ほどからご質問がございました、埋立地の現況調査委託の関係等々の積み重ねという部分が2,300万円ほどあるという内容でございます。

○上村真造議長 太田議員。

○太田秀明議員 これ、委託費は物件費に入ってるんですね。この前もらった資料で、26年までの導入効果ということでいただきました。これからどんどん委託費が増えてくるわけですね。物件費の中に委託費が入っているということは、ここに載ってる部分については人件費という見方ですね。ですから、実際の人件費は3億4,000万円ですが、委託費を入れると2億5,000万円、人件費は増えるということですね。

委託をして、当然人件費も減ってるんです、減ってるけれども、これからどうしてい

くかという話なんですけどね、ごみ処理施設の管理委託をしましたね、平成23年度から。いわゆる中枢部分を委託していくということで、東日本大震災で技術系の人ほとんどいなくなって、非常に困っているという話、よくテレビでやってますね。中枢部分を委託にしてしまって、わからない人ばかりが管理していくというスタイルが、ひょっとして今後出てくるかもわからないですね。そういう場合、どういう対処をしていくかという、これ危機管理につながってくる話なんですけども、その辺の考え方、どうなんですか、委託は、そら、していかざるを得ない部分というのはあるんですけども、どこまで果たしてやっていくか。それで中枢部分を委託するんだったら、乙環がなくなってしまう可能性ありますよね。構成団体が直接そこへ委託するという、変な話ですけど、もう完全な民間委託、その方が早い。どこか、伊丹の方、見に行きましたよね、伊丹でしたっけ、職員の方が9人しかいなかった。

将来的にはそういう可能性があるということはわかるんですけども、果たしてそうしていいのかどうかという問題ですね。ぜひ、今からやっぱり答えを出すべきだと思うんです。見る人がわからなかったら、これ管理してる意味がないですね。ただいらっしゃるだけという話になります。やっぱり管理能力が必要ということは、わからなければならない、そうすると中枢部分は委託できないということになりますね。

だから、その辺は、やはりきちっと経営志向で具体的な計画を立てていかないと、単に委託していくという形では、非常に怖いなというふうを感じるんですね。ですから、今、お答えは出ないと思います。真剣に、短期間のうちにそういうお答えを出していただきたいということをお願いして終わります。

○上村真造議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 ごみ処理施設の長寿命化工事に関連して、ちょっとお聞きしたいんですが、昨年末、長岡京市の方で阪急新駅が開業しました。この地点を中心に、人口増というのも一定量、見込まれているかと思えます。ごみの搬入量、今乙環として事業系それから市民系合わせて大体年間の搬入量と言いますか、処理量、どのぐらい増えることを今想定されてますでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今、数字的に申し上げますと、昨年25年度の当初で見込んでおった計画量に対しまして、26年度の見込んでおります計画量で申し上げますと、若干減る傾向にあるという予測を立てております。数量で申し上げますと、ごみ量で約330トンほどという予定でございます。

しかしながら、向日市の管内においては、イオンの方がまた今年の秋口から開店するという予定にもなっておりますので、一定その辺の搬入量の見込み量が明確な部分がかってくれば、一定ごみ処理計画の方に加味していきたいというふうに考えております。

現時点におきましては、開業予定というのはあるんですが、計画量とか、そういう集合棟の関係とかもまだ明確になってない部分が多々ございますので、今現時点ではその

増加分については見込んでいないというところでございます。

○上村真造議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 今、たまたまごみ処理計画のお話が出てまいりましたが、今現状、乙環の搬入量、それから処分量、それから当初立てていらっしゃるごみ処理計画、このごみ処理計画と現状の間に、ずれ、あるいは誤差というのは、今生じてないのでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 ごみ処理計画に関しましては、平成19年3月に二市一町と組合4者合同で一般廃棄物処理計画を策定させていただいております。その計画に基づいて各市町、組合の方、ごみ処理計画を立てて日々の処理をしているわけでございますけれども、今ご指摘のとおり、策定から7年たっておりますので、若干のずれは出てきておるといところでございます。しかしながら、24年、一昨年前に長岡京市が一部の見直しをされて、来年度からまた違う方向で見直しに入られるということも聞いておりますので、一定そういった情報も収集させていただいて、また、向日市、大山崎の情報も含めながら、一定のごみ処理計画の見直し事務を進めていきたいというふうに考えております。

○上村真造議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 ということは、今現状、取り急ぎこの処理計画の補正をしなければならない、こういう状態ではないという理解でよろしゅうございますでしょうか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 26年度につきましては、予算計上してどうこうということまでは考えておりません。しかしながら、各市町の発生するごみ量というのが明確になった時点で、組合の方もその集約をする必要が出てまいります。また、組合といたしましても、ごみ処理計画に合わせまして、やはり組合の使命であります安定処理を継続するが上の一般廃棄物処理基本構想というのを、あわせて策定していく必要性もございますので、そういった時点では、また予算の方計上させていただきたいというふうに考えております。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 14ページの、ちょっと教えていただきたいのですが、一般管理事業で報償費、永年勤続表彰記念品費4万円なんですけど、何名でどのような表彰というんですか、記念品というんですか、教えていただきたいと思うんですが。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今、予定しておりますのが、30年勤続で2名予定しております。内容物についてはカタログギフトの内容でございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 当組合では、もう30年勤続だけでございますか。普通、中には10年、20年、30年とかございますけれど。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 20年表彰と30年表彰と2種類でございます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 最近、私H社におったんですけど、最初はよく勤続年数表彰やらあったんですけど、取りやめてきてるんです、表彰を、最近。こちらの方もやめるというのはなかなかあれなんで、わずかの金額でございますけど、企業によっては、もう表彰をやめようというので、やめてきてるんです。そういう傾向も見られて、その点いかがですか。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 関係市町の状況を見ておりましても、廃止という傾向がそれぞれそういう方向に進まれておられるという事実がございますので、本組合につきましても一定検討させていただきたいと思えます。

○上村真造議長 小泉議員。

○小泉 満議員 ただ、金額的な廃止はされても、例えば特別休暇を何日か与えるとか、そういうような面であれば、少しはいいんじゃないかと思えますので、お金の方じゃなくて、特別休暇というような形ででも取っていただけたらと思えますので要望しておきます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 地方債であります、第3表に載せられております。4億5,810万円ですね、これ、政府資金または民間資金というふう不起債の方法について書かれておるわけですが、それぞれ政府債あるいは民間の縁故債だと思うんですが、これはどれぐらい、どういうふうな金額になるんでしょう。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今回しております地方債の関係でございますけれども、これはごみ処理施設の長寿命化事業に係ります起債の借入れでございます。内容については一般廃棄物事業債という形での借入れという形で、金額については4億5,810万円という形で予定させていただいております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 政府資金あるいは民間資金と書いてあるんですけど、政府資金はどれぐらいで、民間資金は幾らで、そういうものをお伺いしておるんですが。

○上村真造議長 河野総務課長。

○河野一武総務課長 今、国の方の予算でいきますと、9割が政府資金という形で決定されておりますので、ほぼ政府資金というふうな内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 そしたら、10%が民間資金ということですね。

○上村真造議長 河野総務課長。

- 河野一武総務課長 ただいまのご質問ですけれども、借り入れの方は国の方からいたしますので、全てが政府資金でございます。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 歳入、いいですか。負担金なんですけれども、今年度14億強、歳入の66.5%になるんですけれども、負担金というのは毎月入ってきますよね。例月出納報告を見せていただくと、毎月、金額はばらばらなんですけれども、大体1億前後の金額が毎月入っていると思うんですけれども、これは一応そういう請求を出されて、市町からその金額をいただくという形になっているんでしょうか。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 これは組合の方で予定しております執行計画に基づきまして、各市町の方に毎月ご請求の方をさせていただくという形でございます。
- 上村真造議長 西川議員。
- 西川克巳議員 そしたら、4月からなんですけれども、そういう計画を立てて多分請求を出されると思うんですが、先日、ちょっと大山崎町の方では予算の方が執行されない、通らなかったということで、その辺の、これ請求出されて、予定どおりいただけるのかということ、ちょっと気になるんですけれども、その辺はどうなんでしょう。
- 上村真造議長 江下管理者。
- 江下傳明管理者 大山崎町の当初の一般会計の部分については、否決されましたので、それについては、今回の負担金については、これは住民生活の最低限必要なものという認識の中で、暫定の予算編成の中で予算を計上させて、執行していくという予定で今考えているところでございます。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 予算案が提案されました、審議してきたわけですが、今年はやはり一つの特徴があるわけでありまして。それは4月1日から消費税が引き上げられるというようなことで、この消費税の引き上げの影響、全体として、ざっとで結構ですけども、どれぐらい影響が出てきているのか、そこら辺、試算なさっておられたら少しご説明いただきたいのですが。
- 上村真造議長 河野総務課長。
- 河野一武総務課長 ただいまのご質問ですけれども、具体的な積算の方については、しておらないというのが現状でございます。しかしながら、物件費に特化して申し上げれば、物件費のうち約1,500万円ほどが今回消費税が5%から8%になる3%分の増加分というような形で積算させていただいております。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 ほかもまた何かの機会にお伺いすることがあるかと思っておりますので、一遍また試算しといていただけたらと思います。
- 上村真造議長 ほか、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

和田議員。

○和田広茂議員 今回の予算のことにかかわりまして、質疑をさせていただいたわけであり、すけれども、ただいまの消費税の影響がやはり重くかかってきておる、それを全ていろんな形で市町の負担金、これに当然しわ寄せがされていく、すなわちそれはひいては市民の負担にしわ寄せが進んでいく、こういうことに一つはなります。

そういう点では、消費税の引き上げというのは、市民にとっては理不尽なことである、こういうふうに思います。だから、管理者としては、政府の方に、こういうようなことは、理不尽なことはやめよと、やめてほしいと、その声をぜひ上げていただきたい、これが一つです。

それから、二つ目は、傷害事件が発生した、刑事事件ですわね、これは。この職場の中で本来こういうことが起こってまいりますと、警察権力を導入せざるを得ないような、大変なゆゆしき事態があったと、現在の時点では傷害を受けた人が刑事告発がなされていない、あるいは警察もこれについて捜査が入っていない、こういうようなことでありますから、そこには至っていないわけではありますが、大変、警察の権力を借りなければ問題の解決ができないようなことが起こりかねない、こういう状況ではないかと思えます。

これは、やはり管理者はじめ幹部の皆さんが、みずからの腹をくくって、そういうことは絶対起こさないように、この1年、職場環境を変えていかなきゃならない、みずからも考えの上で変わっていただかなければならない、そういうことを、腹をくくって絶対やり抜くということで、予算の執行その他、事務事業全体の職務に当たっていただきたい。

それからもう一つは、監督署の行政処分というべき勧告を受けております。これも、そういうところの介入を得られなければ問題の解決が図れない、そういうようなことではいけないと思えます。裁判所が入るとる状況にもなっておりませんが、そういう方向にも進んでいく、そういうような問題が起こってきとる、こういうことではないかと思えます。

かつて起こった汚染水の排水、これの問題もしかりであります、この間の乙訓環境衛生組合をめぐっては、大変ゆゆしき、ある面では危機的というべき、そういう問題が吹き出したという状況ではないかと思えます。そういうことを踏まえて、腹をくくって、この1年は絶対今の問題を解決するという強い決意をもって皆さんがこの運営に当たっていただきたい。具体的にそういう問題について計画をしっかりと確立して、対応していただくと、こういう1年にしていただきたい。そういうことを心から皆さん方に訴えて、

全体として出されていることは必要なことであります。さらに、それにつけ加えて、ただいま最初に申しましたことにかかわって、補正予算が必要な場合は、あえて端然と組んで対応を図る、そういう人事問題についても、しっかりとした局長を確立する、そういうことも含めて、腹をくくって、1年間の対応をやっていただく、こういうことを、ひとつしっかりとやっていただくことを求めて、これについては賛成したいと思います。

○上村真造議長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり、採決いたします。

第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第4号議案、平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

ここで、江下管理者から発言の申し出がありますので、これを許可します。

江下管理者。

○江下傳明管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、大変貴重な時間ではございますけれども、私の方から退職職員の報告をさせていただきます。

退職する職員でございますけれども、勝瀬光裕事務局長が3月31日をもって退職することになりましたので、ご挨拶をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○上村真造議長 勝瀬事務局長。

○勝瀬光裕事務局長 失礼いたします。貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の4月に事務局長に就任いたしまして、短い期間、1年間でございましたけれど、この3月31日をもちまして退職することになります。この間、議長様をはじめとしまして、各議員の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。

そしてまた、本議会におきまして、平成26年度の当初予算、ご可決いただきまして、ごみ処理施設の長寿命化工事第Ⅱ期工事が26年度から着手するということになります。しかしながら、この組合の環境衛生業務におきましては、まだまだ課題が山積しております。また、その点につきましても、議員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、議員の皆様におかれましては、お体をご寵愛していただきまして、今後ますますご活躍されることを祈念いたしまして、一言ご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○上村真造議長 ご苦労さまでした。

最後に、私からご報告がございます。

平成26年度組會議員視察研修の日程についてであります。

先日開催されました代表幹事会において、平成26年7月3日、4日の両日で視察研

修を実施することが確認されましたので、議員の皆様方にご報告申し上げます。

○上村真造議長 これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会平成26年第1回定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後2時38分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 上村真造

乙訓環境衛生組合議会議員 太田秀明

乙訓環境衛生組合議会議員 小泉満